

## 教育委員会定例会議事日程

平成30年1月9日（火）午前10時00分

### 1 会議録の承認

### 2 一般報告・その他報告事項

生麦中学校ブロックにおける地域防災拠点訓練参加について

「Yokohama Student Forum 2017」（横浜商業高等学校国際学科）について

第60回 横浜市立小中学校・義務教育学校 個別支援学級、特別支援学校 合同学芸会・  
合同学習発表会について

### 3 審議案件

教委第61号議案 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案に関する意見の申出  
について

教委第62号議案 横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局  
事務分掌規則の一部改正について

教委第63号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第64号議案 土地明渡し等に係る訴えの提起に関する意見の申出について

教委第65号議案 土地明渡し等に係る訴えの提起に関する意見の申出について

教委第66号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部改正に関する意見の  
申出について

教委第67号議案 横浜市立中学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額  
の決定に関する意見の申出について

### 4 その他

平成 30 年 1 月 9 日

## 教育委員会臨時会 一般報告

### 1 市会関係

- 12/19 本会議（第3日）議案議決

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

- 12/18 平成 29 年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰受賞団体による教育長訪問
- 12/25 市立高校生による市会訪問
- 1/7 横浜市立高等学校生徒音楽会
- 1/8 平成 30 年「成人の日」を祝うつどい

#### (2) 報告事項

- 生麦中学校ブロックにおける地域防災拠点訓練参加について
- 「Yokohama Student Forum 2017」（横浜商業高等学校国際学科）について
- 第 60 回 横浜市立小中学校・義務教育学校 個別支援学級、特別支援学校 合同学芸会・合同学習発表会について

### 3 その他

# 生麦中学校ブロックにおける地域防災拠点訓練に参加しました

11月26日（日）に、生麦中学校ブロック4校（生麦中・岸谷小・寺尾小・生麦小）で、「罹災者支援ネットワーク」を活用した地域防災拠点訓練が行われました。

「罹災者支援ネットワーク」は、東日本大震災で罹災者や帰宅困難者が学校に多数避難したことを教訓として、近隣の学校や企業と連携し相互防災共助に取り組んでいるものです。訓練には、生麦中学校の生徒およそ160名が地域の一員として、生麦中学校とそれぞれの出身小学校3校とに分散して参加し、訓練での役割を担いました。

## 《防災拠点訓練の取組の概要》

- 1 日 時 11月26日（日）午前
- 2 会 場 生麦中ブロック小中4校  
(生麦中・岸谷小・寺尾小・生麦小)
- 3 参 加 上記4校区地域自治会  
【他にネットワーク参加団体として】
  - ・法政女子高等学校・横浜商科大学
  - ・キリンビール横浜工場・鶴見区役所
- 4 各会場での主な訓練内容
  - 避難所開設 ○避難者受入 ○救護搬送訓練
  - 初期消火訓練 ○炊き出し ○物資運搬訓練 等

各会場に地域の一員として参加



中学生による仮設簡易トイレの組立



## ☆参加の中学生が各会場で大活躍！☆



訓練は4校でほぼ同時に始まり、地域の方々はそれぞれ救護班、物資班、給水班、炊き出し班などに分かれて活動し、消防署員や消防団による煙体験や起震車体験なども行われました。その中で、参加した中学生はそれぞれの会場で役割を担いました。名簿確認による避難者の受付、仮設簡易トイレの組立・設置、ペットの預かり、担架による救命者搬送、備蓄食糧物資の点検、起震車体験や発電機取扱訓練などに、地域の方々と共に取り組み訓練を進めました。



また、この訓練では、各会場の避難所開設後に通信訓練も行われました。災害時に本部である生麦中学校を中心にして各小学校と互いの情報を共有し合うことで、被災状況に合わせて備蓄品や人員を融通し合って共助できるよう、情報班の方々が無線を使った通信訓練に取り組みました。

### ◎終了後の声から…

「防災訓練への参加の大切さを感じました。」（参加した中学生多数から）

「中学生はきちんとした指示を与えれば迅速に動くことができる。」（生麦中藤田校長）

「地域の皆さん、生麦中の生徒が本当によく働いてくれたと言っていました。」（寺尾小中山副校長）

## 「Yokohama Student Forum2017」(横浜商業高等学校国際学科)について

平成29年12月16日(土)、第15回目となるYokohama Student Forum(YSF)が横浜シンポジアにて開催されました。市立高校及び、海外も含め県内外から計15校、約120名の高校生が参加し、英語による議論が展開されました。

今年度は、第50回アジア開発銀行年次総会(5/4~7)のフォローアップ事業の一つとして位置付けられました。



### 1 YSFの目的

YSFは横浜商業高等学校国際学科の目標である「国際感覚」「異文化間コミュニケーション能力」「問題解決能力」の育成を目指して行われています。

ニューヨークにある国連国際学校の学生たちが毎年3月に開催している学生会議(UNIS-UN)をモデルにしており、横浜商業高校国際学科2年生が企画運営しています。

### 2 今年度のテーマ “Labor and the Working World”

今年度は労働を大きなテーマとし、それに基づく5つのテーマについて代表校によるプレゼンテーション及びグループ・ディスカッションが行われました。

◇グループ・ディスカッションのテーマ>

- ① Career Choices 職業選択
- ② Childcare and Work 育児と仕事
- ③ Hazardous Work 危険な仕事
- ④ Workers with Disabilities 障がいのある労働者
- ⑤ Overwork 超過労働

◇参考：過去3年間のテーマ

2016 Affluence 豊かさ 2015 Food 食べ物 2014 Children 子ども



### 3 基調講演

〈演題〉 “Preparing for Employment in the Fourth Industrial Revolution”  
(「第4次産業革命による働き方の変化」)

〈講師〉 Haidy Ear-Dupuy, Asia Development Bank Senior Social Development Specialist  
(ハイディ・イアー・デュプイ氏 (アジア開発銀行上級社会開発専門家))

〈講師からのメッセージ(概要)〉

第4次産業革命とは、例えば人口知能(AI)による車の自動運転や、あるいはテクノロジーとバイオロジーの融合などのこと。AIが仕事を奪うという人もいるが、AIが新たな仕事を生み出すという人もいる。新たな市場に向けてどのような準備をするかということが大切である。どんな職業につきたいかではなく、自分は何をやりたいか、何をすることが好きなのかと自分に問いかけてほしい。時間を賢く使い、本を読み、調査・研究をし、自分自身のために準備をしておくこと。これからはさらにコミュニケーション力など人間関係を築く力が必要になる。

〈参加生徒からの質問〉

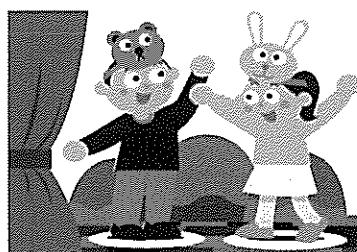
- ・労働に関する課題についてコミュニティの支援が必要と言っていたが、どんな支援があるのか。
- ・家庭が子どもを教育に向かわせないという問題があると思う。どうすべきか。
- ・自分の好きなことを大事にと言われたが、実際にはしなければならないこともある、その優先順位は。

## 第 60 回 横浜市立小中学校・義務教育学校 個別支援学級、特別支援学校 合同学芸会・合同学習発表会を開催します

今回、60 回目を迎えるこの合同学芸会・学習発表会は、個別支援学級に在籍する児童生徒が主役となって活動できる貴重な機会の一つです。

児童生徒たちは、日頃の学習の成果を大きな舞台・会場で皆と協力し、一丸となって発表することで、自信や意欲、喜びを体得するとともに、正しい鑑賞の態度を養い、他校との交流を深めていきます。

	中学校（合同学芸会）	小学校（合同学習発表会）
日時	平成 30 年 1 月（全 5 日間） 16 日（火）、17 日（水） 24 日（水）、25 日（木）、26 日（金） ・午前 9 時 30 分開始	平成 30 年 1 ~ 2 月 (裏面日程表参照) ・午前 9 時 30 分開始
会場	南・戸塚公会堂	各区公会堂
プログラム 内容	別添プログラム参照	詳細については、下記お問合せ先までご連絡ください。



※取材を希望される場合は、前日までにご連絡ください。

### お問合せ先

教育委員会事務局特別支援教育相談課長 仲程 剛 Tel 045-333-1454

裏面あり

## 【小学校（合同学習発表会）】

ブロック	会場	開催日	区
1	磯子公会堂	1月31日(水)	金沢
2		2月7日(水)	磯子
3	南公会堂	2月1日(木)	中
4		2月5日(月)	西
5		2月6日(火)	南
6		2月7日(水)	
7	戸塚公会堂	2月6日(火)	港南
8		2月7日(水)	
9		2月27日(火)	戸塚
10		2月28日(水)	
11	都筑公会堂	2月14日(水)	都筑
12		2月15日(木)	
13	瀬谷公会堂	2月15日(木)	保土ヶ谷
14		2月16日(金)	
15		2月27日(火)	旭
16		2月28日(水)	
17	鶴見公会堂	2月15日(木)	鶴見
18		2月16日(金)	
19	青葉公会堂	2月15日(木)	青葉
20		2月16日(金)	
21	緑公会堂	2月15日(木)	緑
22		2月16日(金)	
23	泉公会堂	2月15日(木)	瀬谷
24		2月16日(金)	泉
25	港北公会堂	2月15日(木)	港北
26		2月16日(金)	
27		2月22日(木)	神奈川
28		2月23日(金)	
29	栄公会堂	2月14日(水)	栄

開会式(9:40~) (1)開会のことば(横区)

(3)校長委員会からの話

(4)係の先生の話

(5)校長会のことば(横区)

(6)係の先生の話

会場式(9:40~)

(1)開会のことば(横区)

(2)校長会のことば(横区)

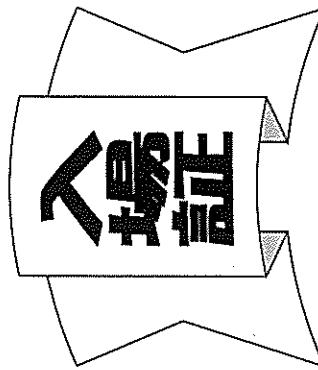
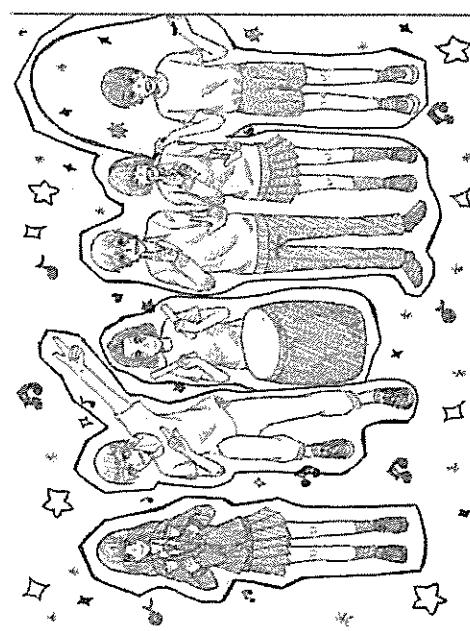
(3)校長委員会からの話

(4)係の先生の話

(5)校長会のことば(横区)

(6)係の先生の話

スローガン:『迫熱の舞台～感動して感動させます～』 橋中学校



このプログラムは当日の入場証となります。忘れずにお持ちください。  
予定開始時刻はあくまでも目安です。余裕をもって御来場ください。  
会場内の立ち見での見学はご遠慮ください。自校の席または保護者席でお願いします。ご協力をお願いいたします。

主催:横浜市教育委員会・横浜市立中学校長会  
主管:横浜市立中学校特別支援教育研究会

会場:AB両公会堂 CDE戸塚公会堂

開会式 14:40~14:50

(1)校長会のことば

(2)開会のことば (横区)

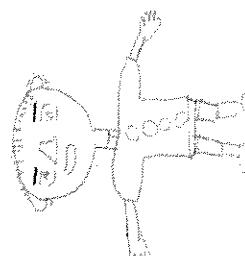
※会費予定割引は多少前後することがあります。ご了承ください。

開会式 14:59~15:09

(3)校長会のことば (横区)

(4)開会のことば (横区)

※会費予定割引は多少前後することがあります。ご了承ください。



会場式(9:40~) (1)開会のことば(横区)

(2)校長会のことば(横区)

(3)校長委員会からの話

(4)係の先生の話

(5)校長会のことば(横区)

(6)係の先生の話

学校名	演目内容	登場	演目内容	登場	予定開始時刻	予定終了時刻
1 霧が丘学園	音楽 霧が丘のミュージックショー	9:50	1 横浜吉田	合奏・ダンス 和の心と Hop Step Dance	9:50	9:58
2 寺尾	和太鼓と踊り 手尾よつちやれ	9:58	2 本郷	手話 手話	9:58	9:58
3 戸ヶ谷	演劇 見上げてこちらの顔の重さ、震立ちの日に	10:06	3 錦台	劇・ダンス ハンドベル・合奏	10:06	10:14
4 末吉	なわとび リズムなわとび	10:14	4 港	舞岡 木琴ワーマンス	10:22	10:30
5 矢向	宝物を探す猫たち	10:22	5 小山台	ダンス 劇	10:38	10:38
6 港南第一	ハンドベル・歌 A Whole World	10:30	6 大島	劇 大島ファミリー	10:45~10:56	
7 須谷	ダンス ソーラン節	10:37	7 上郷	構成劇 今、咲きほこる花たちよ	11:00	
8 東鳴居	影絵 邪魔	10:53	8 戸家	ダンス 踊 (ダンスソリーラン)	11:08	
9 東永谷	演劇 ハンドベル演奏	11:01	9 豊田	縄跳び	11:16	
10 東野	ダンス 東野ダンサンサー	11:09	10 秋葉	和太鼓	11:24	
11 緑が丘	ショートムービー プレイグラウンドストーリー2	11:17	11 名瀬	劇 サザエさん	11:32	
12 南瀬谷	なわとび チャレンジ南瀬谷!	11:25	12 団野	ダンス キラキラ星合鐘団	11:40	
13 下瀬谷	和太鼓 百花繚乱	11:33	13 南戸塚	棒体操・【35億!?】	11:48	
14 鳴居	ダンス 大きなカブ	11:41	14 南戸塚	食 12:05~13:00	12:05~13:00	
15 野庭	演奏 和	11:49~12:49	15 神奈川	劇 迷探偵コナン	13:00	
16 十日市場	劇・ダンス 笑ってはいけない+1日市場中学校	12:49	16 飯島	ダンス アニー	13:08	
17 上永谷	合唱 ジブリメドレー	12:57	17 深谷	歌舞・トーンチャイム きらきらぼし・グリーンリーブス	13:16	
18 上の宮	ダンス・ブルタナ	13:05	18 西本郷	朗読劇 銀河鉄道の夜	13:24	
19 中山	合唱・器楽演奏 Believe	13:13	19 栗田台	ダンス We are ダンシング・ヒーロー!!	13:32	
20 田奈	パフォーマンス TANA 2017	13:21	20 本牧	演説 タイヤ太鼓	13:40	
21 笹下	劇 笹下魔法学校放送祭!1日	13:29				
22 港南	演奏 聖者の行進 他	13:45~13:55	21 大正	朗読・ペル ジュピター	13:50	
23 寛政	パフォーマンス 限界突破	13:55	22 松本	ソーラン・和太鼓 松中祭	13:58	
24 曜山	朗誦	14:03	23 桂台	映像 奇跡の時間	14:06	
25 生糸	パフォーマンス Let's 生糸魂!! 2017	14:11	24 仲尾台	タフルダチ・タンス D & D	14:14	
26 日野南	トーンチャイム 置きあう 私たちのハーモニー	14:19	25 浦島丘	劇 浦島丘 音語劇場	14:22	
27 潮田	劇・ダンス 潮田新薙劇	14:27	26 平戸	ダンス・演劇 フルカラリスティックシアターカフェ	14:30	
28 丸山台	長縄 長縄8の字跳び・タフルダッチ	14:35				
29 鶴見	歌ヒンドベル 歌: 鳥たちがいるの ハンドベル・美女と野獣	14:51				



教委第61号議案

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案に関する意見の申出について

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案に関する意見を次のように申し出る。

平成30年1月9日提出

教育長 岡田 優子

## 提案理由

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案について、スポーツ基本法第10条第2項の規定による市長からの意見聴取の依頼を受けて意見を申し出るため提案する。

(案)

平成 年 月 日  
教課程第 号

横浜市長

横浜市教育委員会

### 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案に関する意見

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案に関して、次のとおり改訂していただけるよう、意見を申し出ます。

#### 第2章 スポーツを推進するための具体的な取組

##### 2 取組の内容について

###### 【取組2 学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充】

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案	改訂案
<p>学校の特色を生かした体力向上 1校1実践運動の実施、地域人材等の協力による休み時間や放課後を活用した運動機会やプログラムの提供、<u>部活動指導員の活用による部活動の充実、オリンピアン・パラリンピアンとの交流機会の提供等を行います。</u></p> <p>また、<u>地元大学と連携し、学校や地域に体育部所属の学生等を派遣し、授業の補助や教室事業等を実施します。</u></p>	<p>学校の特色を生かした体力向上 1校1実践運動の実施、地域人材等の協力による休み時間や放課後を活用した運動機会やプログラムの提供、<u>部活動指導員の活用やオリンピアン・パラリンピアンとの交流機会の提供等を行います。</u></p> <p>また、<u>地元大学等と連携して、学校や地域にスポーツ指導者等を派遣し、授業の補助やスポーツ教室の事業等を実施します。</u></p>

###### 【取組5 トップアスリートとの連携・協働の推進】

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案	改訂案
<p>ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、ラグビー元日本代表選手やオリンピアン・パラリンピアン等を<u>小・中学校や市内で開催されるスポーツイベント等に招へいします。スポーツ教室や講演会等を通じて、子どもたちをはじめ、多くの市民が一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲を高めます。</u></p>	<p>ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、ラグビー元日本代表選手やオリンピアン・パラリンピアン等を<u>小・中・特別支援学校等や市内で開催されるスポーツイベント等に招へいします。スポーツ教室や講演会等を通じて、子どもたちをはじめ、多くの市民が一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲を高めます。</u></p>

###### 【取組23 スポーツ遺産の保存・活用】

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案	意見
<p>横浜はテニス、ラグビー、競馬等、多くのスポーツ文化の発祥の地であり、その歴史や伝統を継承していきます。</p> <p>また、FIFAワールドカップ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックの世界三大スポーツイベントの開催実績を持つこととなる横浜国際総合競技場等のスポーツ施設やボランティア等の人的資源、大規模スポーツイベントの運営知識やノウハウなどのスポーツ遺産を未来の横浜の子どもたちへの財産として残します。</p>	<p>山手の「横浜カントリー&amp;アスレティッククラブ(YC&amp;AC)」は、スポーツクラブとして日本最初のものであるため、スポーツクラブも「スポーツ文化」の一つとして例示して記載してもいいのではないか。</p>

市ス第1256号  
平成29年12月15日

、 横浜市教育委員会

横浜市長

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案に関する  
横浜市教育委員会の意見について

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案について、横浜市教育委員会の意見を求めます。

【教育委員会提出資料】

- ・資料 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案について
- ・別紙1 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案 取組新旧対照表
- ・別紙2 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案 全部版

担当：市民局 スポーツ振興課  
伊藤、佐藤  
TEL 671-3583

# 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）

## 素案

～スポーツで育む地域とくらし～

平成 29 年 11 月

横 浜 市

## 目次

### 第一章 横浜市スポーツ推進計画について

1 計画策定の目的	2ページ
2 スポーツ推進の意義	3ページ
3 スポーツ推進の基本目標	4ページ
4 計画策定（中間見直し）の位置づけ	8ページ
5 計画期間及び進捗管理	9ページ
6 計画の実現に向けた連携・協働体制	10ページ
7 ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピック を契機としたさらなるスポーツ振興に向けて	11ページ

### 第二章 スポーツを推進するための具体的な取組

1 目標と取組の対応について	12ページ
2 取組の内容について	13ページ
3 横浜市スポーツ推進計画用語集	20ページ
4 第24期横浜市スポーツ推進審議会について	27ページ

# 第1章 横浜市スポーツ推進計画について

## 1 計画策定の目的

スポーツ推進は、横浜市にとって重要な基本政策です。幸せで豊かな都市生活を支える活力の根源であり、少子高齢化の急速な進展に伴う医療費の増加、生活様式の変化に伴う子どもの体力の低下や地域社会のきずなの希薄さが問題となっている中で、スポーツによる健康の増進、体力の向上や地域の活性化に対する市民の期待は、ますます増加しています。

横浜市では、トライアスロン世界選手権シリーズ横浜大会など、数多くの国際大会が開催されるとともに、2002 F I F A ワールドカップの決勝戦の舞台となった日産スタジアムやスポーツ医科学に基づいた健康づくりの推進と競技力の向上を目的とした横浜市スポーツ医科学センターなど、日本が誇る施設を有しています。また、2002 F I F A ワールドカップなどの国際大会から、毎年の市・地域のスポーツ大会まで、多くのスポーツ大会が市民ボランティアの力によって支えられてきました。市民ボランティアの意識の高さは、スポーツ振興の大きな力となっています。さらに、横浜市には、横浜D e N A ベイスターズ、横浜F・マリノス、横浜F C、横浜ビー・コルセアーズなど、多くのプロスポーツチームが活動の拠点を置いていることから、他都市に比べ、トップレベルの競技に触れる機会が多く、スポーツに対する市民の関心も高まる条件を備えています。

今後は、スポーツを通じて、子どもから高齢者まで全ての市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かなくらしができるよう、市民の多様化するニーズを把握し、子どもの体力向上や市民の健康づくり、また、大規模スポーツイベントを開催することによる横浜の発信力の強化や地域の活性化などに取り組む必要があります。

そのために、横浜市の現状や課題を踏まえつつ、横浜の置かれた特性を生かしながら、スポーツ振興の方向性を体系的に示し、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進していくことを目的として、新たなスポーツ推進計画を策定しました。

これは、平成18年に策定された横浜市スポーツ振興基本計画「いきいきスポーツプラン2010」を受け継ぎ、成人のスポーツ実施率の向上などの成果を踏まえつつ、さらに充実・発展させたものです。この計画を着実に推進していくことで、年齢や性別、障害等を問わず、それぞれの体力や、技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めていきます。

## 2 スポーツ推進の意義

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる文化です。

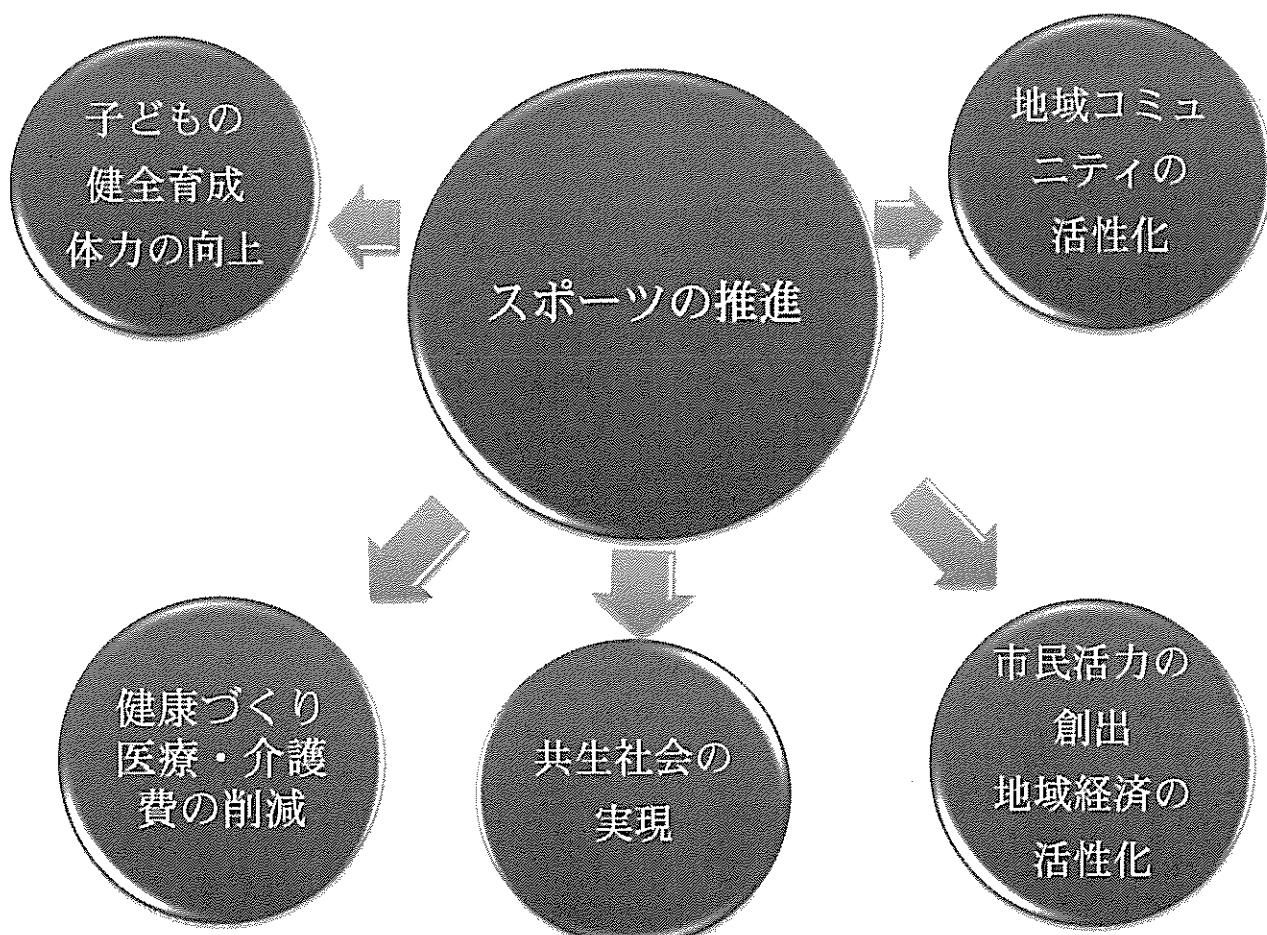
スポーツを推進することは、子どもの心身の健全育成や体力の向上、生活習慣病予防による医療・介護費の削減の効果があります。

少子高齢化の進展や、生活が便利になること等により体を動かす機会が減少している現代社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。

そして、障害の有無等に関わらず、すべての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、誰もが互いに尊重し支え合う共生社会<sup>1</sup>の実現が期待されます。また、多世代交流や地域間交流を促進し、地域の一体感を醸成することで、地域コミュニティの活性化や市民活力の創出、地域経済の活性化等の効果も期待されます。

特に、横浜市のように東京23区に次ぐ人口規模を擁し、さまざまな人々によって形成されてきた都市においては、スポーツを通じて都市としての求心力を高めるという観点も重要です。

### ◇スポーツを推進することによる効果



### 3 スポーツ推進の基本目標

横浜市スポーツ推進計画は、スポーツを通じて、子どもから高齢者まで全ての市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かなくらしを育むことを目指します。そのためには、より多くの市民が実際にスポーツに親しむきっかけや条件を整えていく必要があります。

スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い、自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがあります。例えば、散歩やダンス・健康新体操、ハイキング・サイクリングもスポーツとして捉えられます。このように、スポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適正や関心に応じて行うことができるものです。

その際、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦等のスポーツを「みる人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「ささえ人」にも着目し、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えます。

#### **目標1：子どもの体力向上方策の推進**

**目標値：子どもの体力を横浜市の昭和60年頃の体力水準に回復します。**

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化します。

また、スポーツは心身の健全な発達を促すものであり、特に自己責任・克己心やフェアプレイの精神を培うとともに、コミュニケーション能力や他人に対する思いやりを育み、多様な価値観があることを認め合う機会となるなど、子どもたちのその後の人間形成につながっていきます。

## **目標2：地域スポーツの振興**

目標値：成人の週1回以上のスポーツ実施率が65パーセント程度（3人に2人）、週3回以上のスポーツ実施率が30パーセント程度（3人に1人）となることを目標とします。

また、スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合を10パーセント以上となることを目標とします。

地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することは、地域におけるコミュニティを形成する上で大切な「仲間意識」を育成します。

さらに、地域のスポーツ団体が、スポーツを通じて地域の活動を担うことにより、地域住民の交流の希薄化や青少年の健全育成等の今日的な課題を解決し、地域コミュニティの活性化や、市民活力の創出等、地域社会のきずなづくりに寄与します。

### **目標3：高齢者・障害者スポーツの推進**

#### **① 高齢者スポーツの推進**

**目標値：65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70パーセント程度となることを目標とします。**

これから本格的な高齢社会の到来に伴い、医療費や介護経費の増大が見込まれる中で、スポーツは、心身両面にわたる健康の保持に大きく貢献し、生活習慣病や介護予防としても効果が期待され、健康増進のみならず財政負担の軽減にも寄与します。

#### **② 障害者スポーツの推進**

**目標値：障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率を40パーセント程度となることを目標とします。**

障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう環境を整備し、障害の有無に関わらず、すべての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、誰もが互いに尊重し支え合う共生社会の実現が期待されます。

障害者が住み慣れた地域で気軽にスポーツ活動を楽しめるよう、障害の種別・程度に応じた多様なスポーツに親しむ環境をつくるとともに、障害者スポーツの競技力向上支援体制を強化します。また、ノーマライゼーションの視点から、障害のある人もない人も、ともにスポーツ活動を楽しむ基盤を確立します。

#### **目標4：トップスポーツとの連携・協働の推進**

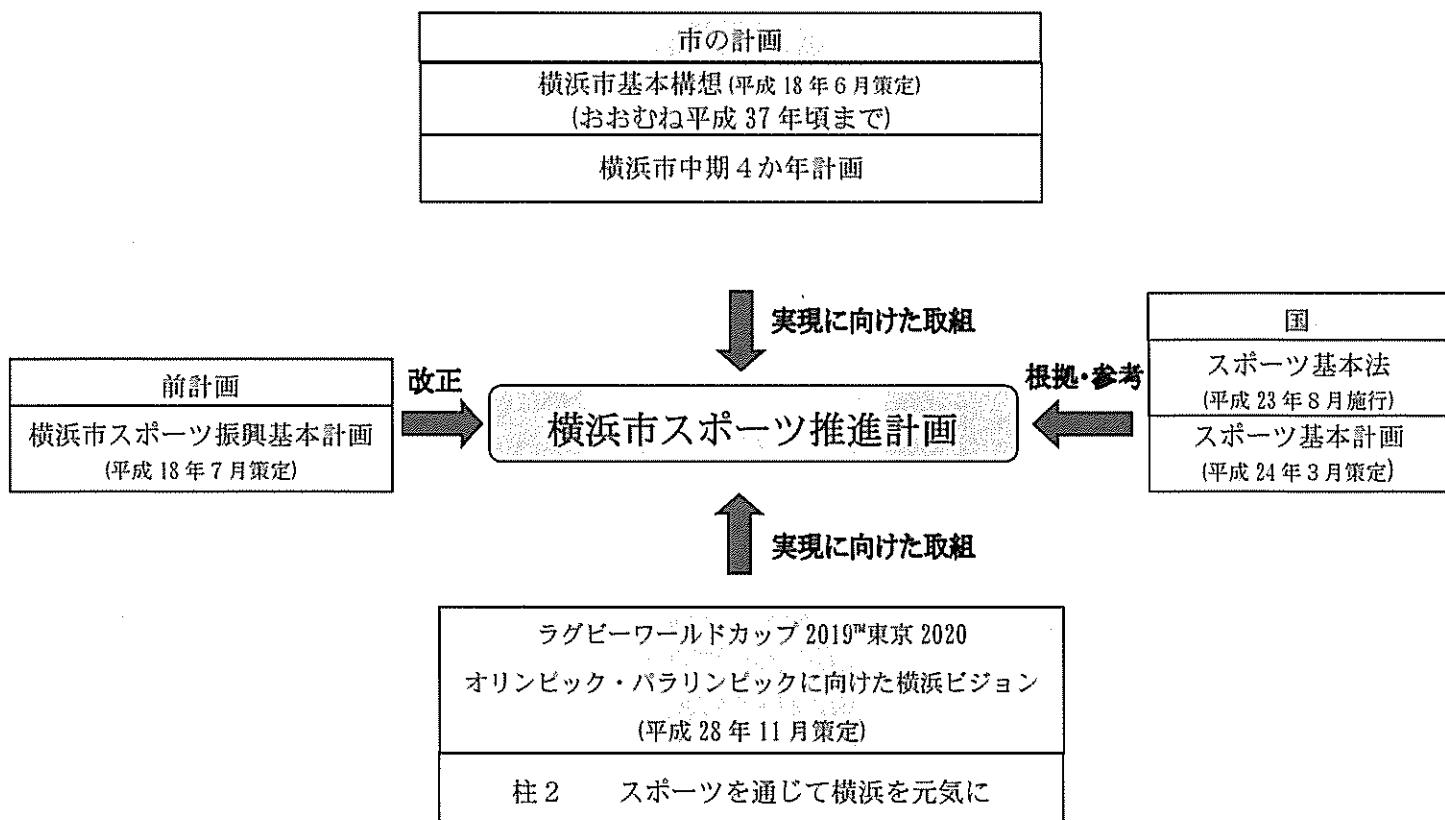
**目標値：**トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合を50パーセント以上となることを目標とし、市民がトップアスリートに触れる機会を増やし、スポーツを行う意欲の向上につなげます。

トップスポーツを推進することは、市民とりわけ子どもたちに夢や感動を与え、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツ活動の活発化や国際競技力の向上につながります。

さらに、国際大会など大規模スポーツイベントの開催は、地元産業の活性化などの経済波及効果が期待でき、各種メディアを通じ、「横浜」の名を国内外に発信することにより、シティセールスにも寄与します。

## 4 計画策定（中間見直し）の位置づけ

- (1) 横浜市スポーツ推進計画は、横浜市の将来の都市像を示す「横浜市基本構想<sup>2</sup>」（長期ビジョン）及び「横浜市中期4か年計画<sup>3</sup>」に掲げている目指すべき都市像の実現に向け、スポーツに関する施策について、具体的な取組を示した計画です。
- (2) 横浜市スポーツ推進計画は、平成18年7月に策定した横浜市スポーツ振興基本計画「いきいきスポーツプラン2010」を継承し、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法<sup>4</sup>」に基づき、国の「スポーツ基本計画<sup>5</sup>」を参考に策定しました。
- (3) 横浜市スポーツ推進計画は、第22期横浜市スポーツ推進審議会<sup>6</sup>の意見をもとに作成し、市民の皆様やスポーツ団体等からも意見をいただき、策定しました。
- (4) 横浜市スポーツ推進計画の計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間ですが、策定後5年を目処に中間見直しを行うこととしています。計画の進捗状況、社会経済情勢、国の政策動向等の変化に対応するため、「第2期スポーツ基本計画」を参考にし、「第24期横浜市スポーツ推進審議会」の意見等を踏まえ、29年度に中間見直しを行いました。

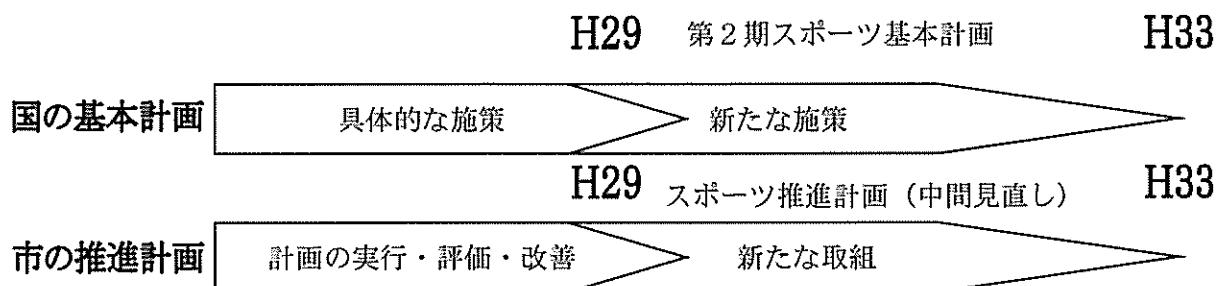


## 5 計画期間及び進捗管理

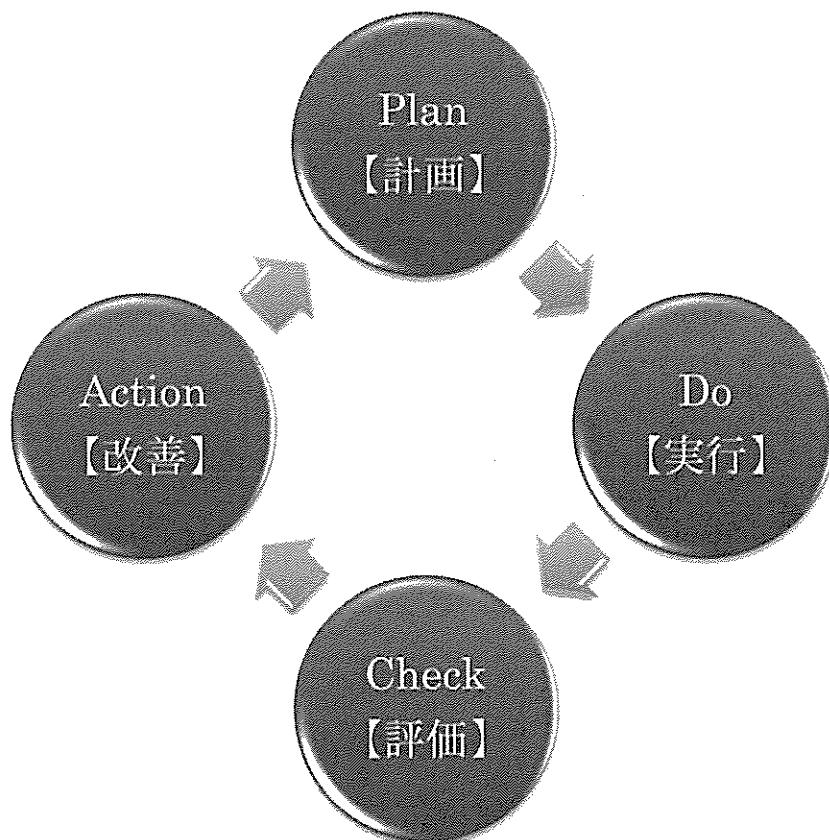
横浜市スポーツ推進計画の目標の実現に向けて、P D C Aサイクル（※）を導入し、定期的に評価結果を市民に公表していきます。

※ Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）を順に実施する管理手法のこと

### （1）国の計画との比較

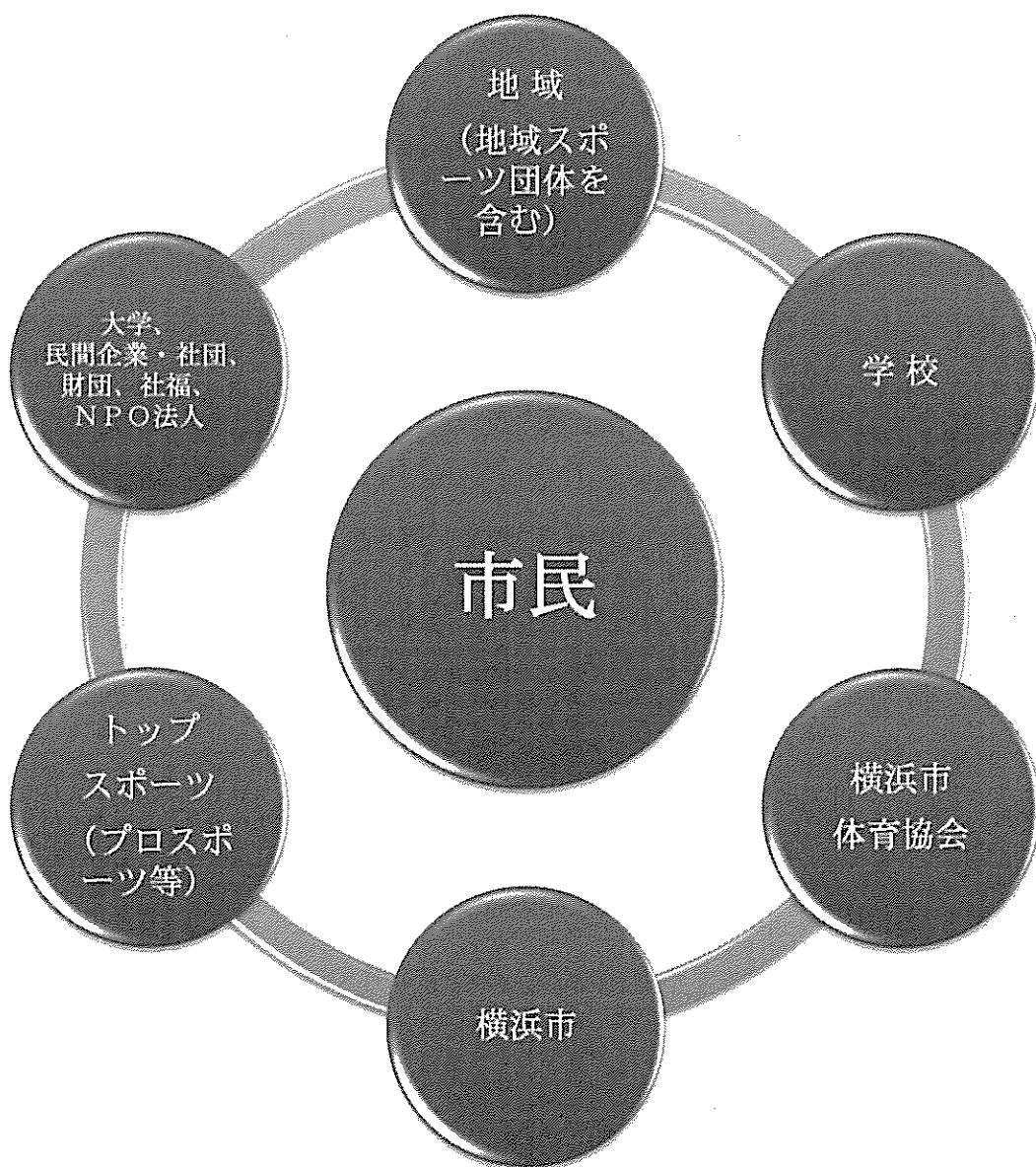


### （2）計画の進行管理（P D C Aサイクル）



## 6 計画の実現に向けた連携・協働体制

横浜市スポーツ推進計画で定めている目標は、行政だけでは、到底、達成することはできません。市民の皆様をはじめ、地域、競技団体、学校、大学、民間企業、社団法人、財団法人、社会福祉法人、N P O法人、プロスポーツチームをはじめとするトップスポーツ、横浜市体育協会<sup>7</sup>及び横浜市が、それぞれの役割や責任を踏まえ、連携・協働して、計画の実現を目指します。



## 7 ラグビーワールドカップ 2019™・東京 2020 オリンピック・パラリンピック を契機としたさらなるスポーツ振興に向けて

ラグビーワールドカップが 2019 年、オリンピック・パラリンピックが 2020 年と、2 年連続して日本で世界的なスポーツイベントが開催されます。

ラグビーワールドカップ 2019™ の決勝戦会場となる横浜国際総合競技場は、2002 年の F I F A ワールドカップの決勝戦、そして、東京 2020 大会におけるサッカー競技が実施されるため、世界三大スポーツイベント全ての開催実績を持つ会場となります。

なお、平成 29 年 11 月 2 日にラグビーワールドカップ 2019™ の試合日程が発表され、横浜では既に決定していた決勝戦に加え、準決勝、日本代表戦を含む 7 試合の実施が決定しました。

また、東京 2020 大会ではサッカー競技に加え、横浜スタジアムでの野球・ソフトボール競技の実施が決まっています。さらに本市は、慶應義塾大学、川崎市とともに英国オリンピック代表チームの事前キャンプ地となることも決定しています。

両大会の成功に向けて、開催準備や機運醸成に取り組むとともに、さらなるスポーツ振興に取り組み、次世代を担う子どもたちへの「贈り物」となる有形無形の「レガシー<sup>8</sup>」を創出していくきます。

### ◆ラグビーワールドカップについて

1987 年の第 1 回大会から 4 年に一度開催され、代表 20 チームが世界一を競いあう世界最大のラグビー大会です。第 9 回の 2019 年は、アジア初、ラグビー伝統国以外初、7 人制ラグビーがオリンピック種目に採用されてから初となる大会が、日本、そして横浜で開催されます。

#### ラグビーワールドカップ 2019™ 大会概要

- 1 開催期間 2019 年 9 月 20 日（金）～11 月 2 日（土）（44 日間）
- 2 参加チーム 20 チーム
- 3 試合数 48 試合（予選 40 試合、決勝トーナメント 8 試合）
- 4 試合会場 全国 12 会場で開催 <決勝戦> 11 月 2 日（土）横浜国際総合競技場

### ◆オリンピック・パラリンピックについて

オリンピックは 4 年に一度開催される世界的なスポーツの祭典で、スポーツを通した人間育成と世界平和を究極の目的とし、夏季と冬季大会を行っています。パラリンピックは、障害者を対象としたもうひとつのオリンピックです。4 年に一度、オリンピック競技大会の終了直後に同じ場所で開催されています。

#### 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 大会概要

- |   |   |
|---|---|
| 1 第 32 回オリンピック競技大会（2020/東京）<br>(1) 開催期間 2020 年 7 月 24 日（金）<br>～8 月 9 日（日）（17 日間）<br>(2) 競技数 33 競技 | 2 東京 2020 パラリンピック競技大会<br>(1) 開催期間 2020 年 8 月 25 日（火）<br>～9 月 6 日（日）（13 日間）<br>(2) 競技数 22 競技 |
|---|---|

## 第2章 スポーツを推進するための具体的な取組

### 1 目標と取組の対応について

分類	取組番号	取組	4つの目標への対応				
			1 子どもの体力向上方策の推進	2 地域スポーツの振興	3-① 高齢者スポーツの推進	3-② 障害者スポーツの推進	4 トップスポーツとの連携・協働の推進
継続	1	幼児期における運動習慣の啓発・普及活動の推進	○				
継続	2	学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充	○				○
継続	3	食育の推進	○				○
継続	4	総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援及び連携・協働の推進	○	○	○	○	
拡充	5	トップアスリート等との連携・協力の推進	○			○	○
継続	6	プロスポーツチームとの連携・協働の推進	○	○			○
継続	7	地域スポーツ指導者の養成・活用		○			
拡充	8	大規模スポーツイベントの誘致・開催支援		○		○	○
継続	9	横浜マラソンの実施		○		○	
継続	10	市民参加型スポーツイベントの充実		○	○	○	
拡充	11	国際交流の推進		○			○
継続	12	全市民で取り組む健康づくりの推進		○	○		
継続	13	働き世代のスポーツ・運動の推進		○			
継続	14	スポーツ・レクリエーション活動の推進	○	○	○		
拡充	15	スポーツボランティアの育成・活用支援		○			○
変更	16	スポーツツーリズムの推進		○			○
継続	17	スポーツ情報等の提供	○	○	○	○	
継続	18	スポーツ推進委員や、地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体との連携		○			
変更	19	身近なスポーツを行う場や機会の確保	○	○	○		
継続	20	横浜文化体育館(メインアリーナ施設・サブアリーナ施設(横浜武道館))の再整備		○			○
継続	21	学校体育施設(校庭、体育館等)を活用した地域スポーツの振興	○	○	○		
継続	22	横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用		○			
継続	23	スポーツ遺産の保存・活用		○			○
継続	24	高齢者向けのスポーツ教室・イベントの実施			○		
継続	25	地域の高齢者サークルの活動支援の推進			○		
新規	26	障害者が幼児期から運動に親しめる環境の整備				○	
変更	27	地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進				○	
継続	28	障害者と健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツの推進		○		○	
変更	29	障害者スポーツの支援者の育成・活躍支援				○	
変更	30	障害者スポーツに対する理解の促進	○			○	

## 2 取組の内容について

### 【継続】取組1 幼児期における運動習慣の啓発・普及活動の推進

体力の重要性に関する保護者の啓発セミナーや親子で体験できる各種運動プログラム等を実施します。

また、保育所や幼稚園にスポーツ指導者等を派遣し、遊びながら体を動かす楽しさを伝えていく事業を実施します。

### 【継続】取組2 学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充

学校の特色を生かした体力向上1校1実践運動<sup>9</sup>の実施、地域人材等の協力による休み時間や放課後を活用した運動機会やプログラムの提供、部活動指導員の活用による部活動の充実、オリンピアン・パラリンピアン<sup>10</sup>との交流機会の提供等を行います。

また、地元大学と連携し、学校や地域に体育部所属の学生等を派遣し、授業の補助や教室事業等を実施します。

### 【継続】取組3 食育の推進

日常生活をより健康的に送り、スポーツを活発に行うために、スポーツ団体（プロスポーツチームを含む）、教育委員会や食育関係団体と連携・協力しながら、子どもや保護者及び指導者等に食育の普及啓発を行っていきます。

### 【継続】取組4 総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援及び連携・協働の推進

総合型地域スポーツクラブ<sup>11</sup>への助成金交付や研修の実施、連絡協議会の開催等の運営支援を行うとともに、新たなクラブの発掘・育成に取り組みます。

また、広報や啓発イベント等を通じ総合型地域スポーツクラブの認知度を向上させるとともに、総合型地域スポーツクラブと地域との連携強化に向けて支援を行います。

### 【拡充】取組5 トップアスリートとの連携・協働の推進

ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、ラグビー元日本代表選手やオリンピアン・パラリンピアン等を小・中学校や市内で開催されるスポーツイベント等に招へいします。スポーツ教室や講演会等を通じて、子どもたちをはじめ、多くの市民が一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲を高めます。



ラグビー学校訪問事業

### 【継続】取組6 プロスポーツチームとの連携・協働の推進

地元プロスポーツチームと連携し、スポーツ教室など市民が直接チームに触れる機会を提供します。また、チームの活動や試合日程等の広報活動を充実させ、市民のスポーツへの関心を高めます。



横浜DeNAベイスターズ、横浜F・マリノス、横浜FC、横浜ビー・コルセアーズのスポーツ教室・学校訪問

### 【継続】取組7 地域スポーツ指導者の養成・活用

地域のスポーツ振興のために活動できる人材を養成する「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」を実施します。

また、「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」の修了者や現場で活躍している地域のスポーツ指導者に対しても、地域のニーズに応じた指導内容や方法などの研修を充実させるとともに、ニーズに応じた指導者を紹介するシステムの活用を促進します。

### 【拡充】取組8 大規模スポーツイベントの誘致・開催支援の実施

国際大会や全国大会などの大規模イベントの誘致や、ラグビーワールドカップ2019<sup>th</sup>・東京2020オリンピック・パラリンピックの円滑な大会運営に取り組み、さらにファンゾーン<sup>12</sup>やパブリックビューイングの実施など市民が開催競技に親しむ環境を作ることで、市民のスポーツ観戦やボランティア活動に参加する機会を増やします。

これらの大規模イベントの開催を通じ、世界や全国に向けた横浜の知名度のアップや、経済及び地域の活性化などにも貢献していきます。



世界トライアスロンシリーズ横浜大会

### 【継続】取組9 横浜マラソン大会の実施

市民の健康増進やスポーツ振興に寄与するだけでなく、多くの人が横浜に集まることによるシティセールス効果や経済波及効果も期待できる、「する、みる、ささえる」すべての人が楽しめる大会を実施します。また、区局と連携して、横浜マラソンチャレンジ枠<sup>13</sup>やプレイイベント等、様々な連携事業を実施します。



横浜マラソン

### 【継続】取組10 市民参加型スポーツイベントの充実

スポーツ・レクリエーションフェスティバル、ビーチスポーツフェスタ、市民大会・区民大会など、市民が気軽に参加でき、日頃の練習の成果を発揮する機会となる市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。



横浜元気!!スポーツ・レクリエーションフェスティバル



YOKOHAMAビーチスポーツフェスタ

### 【拡充】取組11 国際交流の推進

横浜市のパートナー都市・姉妹都市との交流や、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>における公認チームキャンプの受入、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプの受入やホストタウン<sup>14</sup>の取組等を行い、スポーツを通じた国際交流を推進します。

### 【継続】取組12 全市民で取り組む健康づくりの推進

「第2期健康横浜21<sup>15</sup>」に基づき、地域や関係団体、企業等と連携し、生活習慣の改善や運動の習慣化など、市民の健康づくりを後押しする取組を進めます。

特に、日常生活の中で楽しみながら健康づくりに取り組める「よこはまウォーキングポイント事業<sup>16</sup>」などを活用し、健康づくりになかなか取り組めない方等へのきっかけづくりや、健康新行動の継続につながる活動を広げます。

### **【継続】取組 13 働き世代のスポーツ・運動の推進**

スポーツ実施率の低い働き世代をターゲットとしたイベントの開催や普及啓発を行うとともに、健康経営<sup>17</sup>に取り組む事業所の認証や、事業所内でできる運動プログラムの提供等の支援を通じて運動習慣の定着化を進めることで、働き世代のスポーツ・運動を推進します。

### **【継続】取組 14 スポーツ・レクリエーション活動の推進**

地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、子どもから高齢者まで、楽しく、気軽に参加できるウォーキングイベントや親子ふれあい体操、野外活動等のスポーツ・レクリエーション<sup>18</sup>活動の充実を図ります。

また、おすすめのウォーキングコースをホームページや情報誌で紹介していきます。

### **【拡充】取組 15 スポーツボランティアの育成・活用支援**

横浜市スポーツボランティアセンター<sup>19</sup>を通じ、市内の大型スポーツイベント等のボランティアの募集・登録や研修等の人材育成を行い、市民が積極的・自発的にスポーツに関われる体制作りやその支援を行います。

また、ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、市民がボランティア活動に参加する機会を創出します。

### **【変更】取組 16 スポーツツーリズムの推進**

スポーツを観光資源とした横浜らしい地域づくりを図るため、トップスポーツチームや地域スポーツ団体及び地元企業等と連携・協働し、スポーツイベントの誘致・開催支援を行うとともに、プロスポーツチームの試合観戦やラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催の機会を最大限に活用し、地域や経済の活性化を目的としたスポーツツーリズム<sup>20</sup>を推進します。

### **【継続】取組 17 スポーツ情報等の提供**

市民が「する」「みる」「ささえる」といったスポーツ活動に参加しやすくなるよう、スポーツイベントの開催情報や、スポーツ指導者、スポーツ施設の利用に関する情報等を横浜市のホームページや広報紙、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」<sup>21</sup>、SNS 等、多様なメディアを連動させ、スポーツ情報を提供します。

また、ウェブ上で提供される情報や機能を、高齢者や障害者等、誰もが支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティ<sup>22</sup>の向上に取り組みます。

### 【継続】取組 18 スポーツ推進委員や、地域スポーツ団体、スポーツ・レクリエーション団体との連携・協働の推進

スポーツ推進委員<sup>23</sup>や、地域でそれぞれ活動している地域スポーツ団体<sup>24</sup>や地域スポーツ・レクリエーション団体と連携・協力しながら、年齢や性別、技術等に関係なく、誰でも身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。

### 【変更】取組 19 身近なスポーツを行う場や機会の確保

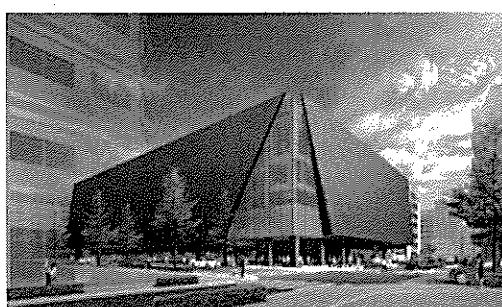
身近なスポーツの場について積極的な情報提供や、既存の施設や未利用地等の有効活用を行うとともに、学校施設の夜間照明設置の検討を行い、健康づくりや身近なスポーツを行う場や機会を確保します。

また、道路・河川・公園緑地などを活用し、地域と連携をしながら、健康増進や外出意欲の向上につながるような魅力的な歩行空間やウォーキングルートの整備を進めます。

### 【継続】取組 20 横浜文化体育館（メインアリーナ施設・サブアリーナ施設（横浜武道館））の再整備

関内駅周辺地区のまちづくりのリーディングプロジェクトとして、横浜文化体育館の再整備を進めます。再整備後の施設はメインアリーナ施設とサブアリーナ施設の2つの施設とし、サブアリーナ施設を「横浜武道館」とします。

再整備と並行して、横浜スタジアムや市庁舎跡地の活用の取組と連携し、スポーツを活かしたまちづくりによるスポーツ振興の取組を進めます。



(左) メインアリーナ施設

(右) サブアリーナ施設（横浜武道館）

※上記は事業者から提案資料として提出されたものであり、実際の建物とは異なる場合があります。

### 【継続】取組 21 学校体育施設(校庭、体育館等)を活用した地域スポーツの振興

学校体育施設を活用し、地域のスポーツ振興のため、総合型地域スポーツクラブや学校開放事業の運営主体である文化・スポーツクラブが子どもや地域住民を対象に実施するスポーツ教室等のプログラムに対し、支援を行います。

### **【継続】取組 22 横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用**

横浜市スポーツ医科学センターを活用し、スポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及・啓発を行います。

また、横浜市スポーツ医科学センターと各区スポーツセンターが連携・協力することにより、スポーツによる市民の健康づくりの推進や、競技選手の競技力の向上を図ります。

### **【継続】取組 23 スポーツ遺産の保存・活用**

横浜はテニス、ラグビー、競馬等、多くのスポーツ文化の発祥の地であり、その歴史や伝統を継承していきます。

また、FIFAワールドカップ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックの世界三大スポーツイベントの開催実績を持つこととなる横浜国際総合競技場等のスポーツ施設やボランティア等の人的資源、大規模スポーツイベントの運営知識やノウハウなどのスポーツ遺産を未来の横浜の子どもたちへの財産として残します。

### **【継続】取組 24 高齢者向けのスポーツ教室・イベントの実施**

高齢者のニーズが高い健康・体力づくり、介護予防など、様々な身体状況にある高齢者が参加できるよう、多様なニーズに考慮しながら、シニアスポーツ教室やニュースポーツイベント、講座、教室等の充実をはかり、ロコモティブシンドローム<sup>25</sup>や生活習慣病の予防、重症化予防につなげます。

### **【継続】取組 25 地域の高齢者サークルの活動支援の推進**

高齢者向けのサークルや健康・体力づくりを行っているグループ等が、継続的に活動ができるよう講師の派遣や研修、情報提供等を通じ、支援を行います。

### **【新規】取組 26 障害者が幼児期から運動に親しめる環境の整備**

障害児が地域療育センター<sup>26</sup>・学校・地域等で参加できる運動プログラムの充実や、保護者に対する普及啓発に取り組むとともに、トップ選手やチームとの交流・イベント等を通じ、障害者が幼児期から運動に親しめる環境を整備します。

### **【変更】取組 27 地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進**

地域団体・横浜市体育協会・横浜ラポール等が連携した地域ネットワークの構築支援や、地域スポーツ指導者との連携を進め、自主的に取り組みやすい種目を地域に広げていきます。

また、各区のスポーツセンター等で障害者スポーツの指導員の配置や用具の充実等を図り、定期的なプログラムの提供を行います。

さらに、障害者やその家族にとって、より分かりやすいスポーツ施設等の情報発信を行うことで、地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動を推進します。



ボッチャ交流会（障害者スポーツ文化センター横浜ラポール）

### **【継続】取組 28 障害者と健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツの推進**

障害者と健常者が共に楽しむことができるイベントや大会の開催や、その支援を行うとともに、横浜ラポール、障害者団体、競技団体、地域団体が連携しながら、地域で障害者・健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツ<sup>27</sup>を推進します。

### **【変更】取組 29 障害者スポーツの支援者の育成・活躍支援**

スポーツ施設の職員、競技団体、地域団体へ研修等の参加を促し、障害者アスリート指導者や、障害者スポーツ指導員、ボランティア等の多様な障害者スポーツ支援者を育成します。また、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」への登録を促す等、育成した人材の活躍を支援します。

### **【変更】取組 30 障害者スポーツに対する理解の促進**

パラリンピアンによる学校訪問や普及啓発イベントの開催、障害者スポーツ体験会等を実施し、障害者スポーツに対する理解の促進を図ります。



パラリンピアンによる学校訪問（講演）

### **3 横浜市スポーツ推進計画用語集**

#### **1 共生社会**

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

#### **2 横浜市基本構想（平成18年6月）**

横浜市の将来（平成37年頃）を展望し、横浜を支えるすべての人々が、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となる長期ビジョンであり、市政運営の基本理念です。

#### **3 横浜市中期4か年計画**

基本構想が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化する計画で、平成26年度を初年度とした平成29年度までの4か年計画です。（計画策定時は、平成23年度～平成26年度）

#### **4 スポーツ基本法（平成23年8月）**

昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

#### **5 スポーツ基本計画（平成24年3月～）**

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるものです。

平成29年3月に策定された「第2期スポーツ基本計画」は、平成29年度から平成33年度までの5年計画であり、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、①スポーツで「人生」が変わる！②スポーツで「社会」を変える！③スポーツで「世界」とつながる！④スポーツで「未来」を創る！を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

#### **6 横浜市スポーツ推進審議会**

スポーツ基本法第31条の規定により設置され、スポーツの推進に関する重要事項の調査審議のほか、団体に対する補助金の交付（同法第35条）についての意見を聞くための機関です。

## 7 公益財団法人 横浜市体育協会

公益財団法人横浜市体育協会は、昭和4年に前身の「横浜体育協会」が設立され、スポーツを通じた明るく豊かな市民生活の実現に向け、横浜市と連携・協力し、競技スポーツの推進、地域スポーツ支援、健康体力づくり、スポーツ情報の提供、スポーツ施設の管理運営、スポーツイベントの誘致・開催を行うなど、横浜市におけるスポーツ施策の中核的な担い手となっています。また、平成23年7月に公益法人制度改革に基づき、公益財団法人化され、平成24年4月には、社団法人横浜市レクリエーション協会と事業統合し、スポーツとレクリエーションの一体的な推進を行っています。

なお、現在、横浜市体育協会は、競技団体52団体、各区体育協会18団体、学校関係団体3団体、レクリエーション連合1団体の合計74団体で構成されています。

### 横浜市体育協会加盟団体（74団体）

#### ◆競技団体（52団体）

- |                       |                    |                   |
|-----------------------|--------------------|-------------------|
| 1 横浜野球協会              | 2 横浜野球連盟           | 3 横浜市テニス協会        |
| 4 NPO法人横浜ソフトテニス協会     | 5 （一社）横浜水泳協会       | 6 横浜市卓球協会         |
| 7 横浜市弓道協会             | 8 （一社）横浜サッカー協会     | 9 横浜市カーピーフットボール協会 |
| 10 横浜市陸上競技協会          | 11 横浜市相撲連盟         | 12 横浜ハンドボール協会     |
| 13 横浜市山岳協会            | 14 横浜スキー協会         | 15 横浜バレーボール協会     |
| 16 横浜市柔道協会            | 17 横浜市ヨット連盟        | 18 横浜市ソフトボール協会    |
| 19 横浜市体操協会            | 20 横浜市ホッケー協会       | 21 横浜市バドミントン協会    |
| 22 横浜バスケットボール協会       | 23 NPO法人横浜市馬術協会    | 24 横浜市剣道連盟        |
| 25 横浜市アマチュアボクシング協会    | 26 横浜市レスリング協会      | 27 横浜市クレー射撃協会     |
| 28 横浜市ライフル射撃協会        | 29 横浜市ウェイトリフティング協会 | 30 横浜市なぎなた連盟      |
| 31 横浜市アーチェリー協会        | 32 横浜市ボクシング協会      | 33 横浜市空手道連盟       |
| 34 横浜アメリカンフットボール協会    | 35 横浜市カヌー協会        | 36 横浜市ゲートボール連合    |
| 37 NPO法人横浜市ボート協会      | 38 横浜市太極拳協会        | 39 横浜市少林寺拳法連盟     |
| 40 横浜市ゴルフ協会           | 41 横浜アイスホッケー連盟     | 42 横浜市インディアカ協会    |
| 43 横浜市綱引連盟            | 44 横浜市ダンススポーツ連盟    | 45 横浜市合気道連盟       |
| 46 横浜市スポーツチャンバラ協会     | 47 横浜市日本拳法連盟       | 48 横浜市パン協会        |
| 49 横浜市トライアスロン協会       | 50 横浜市パワーリフティング協会  | 51 横浜市グラウンド・ゴルフ協会 |
| 52 横浜市ターゲット・バート・ゴルフ協会 |                    |                   |

#### ◆地域団体（18団体）

- |             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 1 鶴見区体育協会   | 2 神奈川区体育協会 | 3 西区体育協会   |
| 4 中区体育協会    | 5 南区体育協会   | 6 港南区体育協会  |
| 7 保土ヶ谷区体育協会 | 8 旭区体育協会   | 9 磯子区体育協会  |
| 10 金沢区体育協会  | 11 港北区体育協会 | 12 緑区体育協会  |
| 13 青葉区体育協会  | 14 都筑区体育協会 | 15 戸塚区体育協会 |
| 16 柴区体育協会   | 17 泉区体育協会  | 18 濱谷区体育協会 |

#### ◆学校団体（3団体）

- |                     |               |                |
|---------------------|---------------|----------------|
| 1 横浜市立小学校体育研究会      | 2 横浜市立中学校体育連盟 | 3 横浜地区高等学校体育連盟 |
| ◆横浜市レクリエーション連合（1団体） |               |                |

## 横浜市ターゲット・バードゴルフ協会

### 8 レガシー

オリンピック憲章（「IOC の使命と役割」）で、「オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）を、開催国と開催都市に残すことを推進すること」とされており、ラグビーワールドカップ™においても同様に、開催自治体に対して「レガシープログラム（大会の開催を通じて創り上げる資産を将来に生かすための活動）」に協力することが求められています。

横浜市では、平成 28 年 11 月に横浜ビジョンを策定し、取組の 4 つの柱「両大会の成功に向けてオール横浜でおもてなし」「スポーツを通じて横浜を元気に」「文化芸術の創造性を生かしたまちづくり」「横浜を世界に魅せる」など、両大会を通じ様々なレガシーを次世代の子どもたちに遺していくことを掲げています。

### 9 体力向上 1 校 1 実践運動

体力向上 1 校 1 実践運動とは、学校生活の中で運動機会を積極的につくり、体力向上の取組を継続的に推進するために、各学校において独自の指標を設定し、運動への取組があまり積極的でない子どもが、体を動かすことの楽しさを味わい、生活に運動を取り入れるきっかけづくりとなるような、各校の特色を生かした取組です。

#### 【参考】子どもの体力向上プロジェクト

「運動機会の確保」「教員の指導力向上」「生活習慣・運動習慣の改善」を基本とする「体力アップよこはま 2020 プラン」（平成 22 年 3 月策定）に基づき、「体力・運動能力調査の実施・結果の活用」「体育・健康プランの推進」「体力向上 1 校 1 実践運動の実施」を基盤とする 3 つの取組を含む、体力向上に向けた 10 の取組を示しています。

### 10 オリンピアン・パラリンピアン

オリンピアンとは、オリンピック競技大会において日本代表選手として出場経験のある選手の方をさします。また、パラリンピアンとは、パラリンピック競技大会において日本代表選手として出場経験のある選手の方をさします。

## 11 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブとは、多種目、多世代、自主運営を特徴とした地域住民が自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで誰もが、様々な種目や体力や技術力に応じて気軽に参加でき活動することを基本理念としています。

スポーツの他にも文化・社会的な活動を組み入れたり、地域を盛り上げるイベント等を実施しています。

なお、横浜市には、26の総合型地域スポーツクラブが設立されています。

番号	区	名称
1	鶴見	鶴見スポーツ＆カルチャークラブ
2		KAZUスポーツクラブ
3		NPO法人かながわクラブ
4		はざわクラブ
5	神奈川	NPO法人横浜かもめanimaクラブ
6		まる俱楽部
7		NPO法人ライフネットスポーツクラブ
8	中	NPO法人横浜スポーツアンドカルチャークラブ
9		NPO法人FCゴール
10	南	弘明寺くらぶ
11	保土ヶ谷	カンガルークラブ
12		新井中学校 文化・スポーツクラブ
13		横浜FC総合型地域スポーツクラブ
14	旭	NPO法若葉台スポーツ・文化クラブ
15		NPO法人スポーツコミュニティ・シート
16	金沢	NPO法人横濱ラグビーアカデミー
17		金沢スポーツクラブ
18	綾瀬	やまとたスポーツ・文化クラブ
19		NPO法人CLUB TEATRO
20	青葉	くろがね俱楽部
21		NPO法人わくわく教室
22	都筑	都筑スポーツプランナー竹の子会
23		クローバースポーツクラブ
24	栄	NPO法人さかえスポーツくらぶ
25		緑園スポーツ・文化クラブ
26	泉	NPO葛野スポーツクラブ

市内の総合型地域スポーツクラブ一覧

## 12 ファンゾーン

ファンゾーンとは、ラグビーワールドカップ 2019™の大会期間中に、開催都市に設置され、大型スクリーンによる試合映像の放映（パブリックビューイング）や、ケータリング、ラグビーワールドカップ 2019™のコマーシャルパートナーによるプロモーション活動、ラグビーの普及活動等が行われるイベントスペースのことです。

## 13 横浜マラソンチャレンジ枠

横浜マラソンへの参加機会の提供をきっかけとして、多くの方がランニングをはじめとしたスポーツを習慣にしていただけるよう、各区のマラソン大会や市内の各区スポーツセンターなどで実施するランニング関連事業（ランニング教室やランニングイベントなど）と連携した参加枠です。

## 14 ホストタウン

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国各地に広げることにしています。

## 15 第2期健康横浜21

健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」であり、「健康横浜21（第2次）」の計画です。計画期間は、平成25年度～平成34年度で、全ての市民を対象に乳幼児から高齢期まで継続して、生活習慣病の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることができる市民を増やすことを基本理念としています。

## 16 よこはまウォーキングポイント事業

よこはまウォーキングポイント事業は、18歳以上の横浜市民の方に歩数計を持って楽しむながら健康づくりを進めていただく事業です。

## 17 健康経営

健康経営とは、企業が、従業員の活力や生産性の向上を目的に、従業員の健康管理を経営課題として捉え、健康保持・増進に向けた活動に積極的に取り組む経営手法です。

## 18 スポーツ・レクリエーション

スポーツとして行われるレクリエーションのことです。心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われる活動としてスポーツ基本法第24条において新たに位置づけられました。

## 19 横浜市スポーツボランティアセンター

スポーツを「ささえる人」の重要な要素であるスポーツボランティアは、地域スポーツ団体において日常的にスポーツ指導や団体の運営に携わったり、国際競技大会や地域スポーツ大会等の運営を支えています。

横浜市では、スポーツイベント等を「ささえる」スポーツボランティアを支援するため、「横浜市スポーツボランティアセンター」を平成29年5月に立ち上げました。

センターでは、スポーツボランティアの募集・登録を行い、ボランティア活動を身近に感じてもらうため、「横浜マラソン」や「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」など、市内で開催される大規模スポーツイベントのボランティア情報を提供します。また、ボランティアのスキルアップにつながる研修会や講習会を行うなど、多くの方が積極的にスポーツボランティア活動に関われるよう支援しています。

横浜市スポーツボランティアセンターURL <http://sports.yokohama-volunteer.jp/spo-v/about/>

## 20 スポーツツーリズム

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれます。国際競技大会や生涯スポーツイベント等の招致・開催は、観光の魅力を発信し、スポーツツーリズムの発展に有効であると考えられています。

## 21 スポーツ情報サイト「ハマスポ」

(公財) 横浜市体育協会が運営する横浜スポーツ情報サイトです。スポーツイベントの開催情報や、スポーツ施設、スポーツ指導者の利用に関する情報、コラム等、多様なスポーツ情報が掲載されています。

ハマスポ（ホームページ） URL <https://www.hamaspo.com/>

### ◆関連コンテンツ

ハマスポ Facebook URL <https://www.facebook.com/sports.yokohama>

ハマスポ OFFICIALTwitter URL [https://twitter.com/hamaspo\\_com](https://twitter.com/hamaspo_com)

ハマスポ Youtube チャンネル URL [https://www.youtube.com/user/hamaspo\\_com/](https://www.youtube.com/user/hamaspo_com/)

ハマスポ Instagram URL <https://www.instagram.com/hamaspo/>

## 22 ウェブアクセシビリティ

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

## 23 横浜市スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づいて、市長から委嘱される非常勤の特別職公務員です。（委員数：2,589人 平成29年4月1日現在）

横浜市のスポーツ事業への協力だけでなく、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開しており、横浜市のスポーツ行政の推進者として重要な役割を担っています。また、スポーツ基本法の施行に伴い、平成23年8月24日より、新たな役割として「スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整」が追加されており、地域のスポーツコーディネーターとしての役割が求められます。

なお、スポーツ推進委員の活動と委員相互の連絡及び協議を行うため、各区連絡協議会の会長により構成される横浜市スポーツ推進委員連絡協議会が設けられています。

## 24 地域スポーツ団体

総合型地域スポーツクラブ<sup>※1</sup>、各区の体育協会<sup>※1</sup>、さわやかスポーツ普及委員会<sup>※2</sup>、スポーツ少年団、スポーツチーム等、地域のスポーツ振興のために活動している団体をいいます。

### ※1 区体育協会

区体育協会は、主に区内のスポーツ活動の推進や区民の健康増進、区民相互の親睦を図ることを目的として、様々な競技団体等により組織された、地域の重要なスポーツ団体です。横浜市内の18区すべての区に体育協会があり、様々な競技種目で、区民大会等が実施され、多くの区民が参加しています。また、そのほかにもスポーツ教室や指導者講習会など数多くの事業を実施し、区民にスポーツを楽しむ機会を提供しています。

### ※2 さわやかスポーツ普及委員会

各区で、いつでもどこでも気軽にできるニュースポーツ「ヨコハマさわやかスポーツ」の推進を行っています。

## 25 ロコモティブシンドrome

加齢に伴う筋力低下や骨・関節の疾患など運動器の障害が起こり、「立つ・座る・歩く」などの移動能力が低下する状態のこととあります。

## 26 地域療育センター

発達の遅れや障害のある、またはその疑いのある0歳～小学校期の児童を対象に、療育相談・診療・訓練・教室等を行う施設をといいます。

## 27 インクルーシブスポーツ

障害者らを社会的に隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという「ソーシャル・インクルージョン」の理念に基づき、スポーツを通じて、共生社会の実現に向けた本格的な取組を推進するものです。

## 4 第24期横浜市スポーツ推進審議会について

### (1) 設置根拠

横浜市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定により設置され、横浜市スポーツ推進審議会条例第2条に基づき、スポーツの推進に関する重要な事項について、調査審議するものです。

#### ア. スポーツ基本法第31条

「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」

#### イ. 横浜市スポーツ推進審議会条例

第1条「スポーツ基本法第31条の規定に基づき、本市に横浜市スポーツ推進審議会を置く。」

第2条「スポーツの推進に関する重要な事項について、市長（学校における体育に関する事項にあっては、教育委員会）の諮問に応じ調査審議をして答申し、又は意見を具申する。」

### (2) 委員構成

15人以内。委員は、学識経験を有する者、スポーツ団体を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命します。なお「横浜市附属機関への女性の参画推進要綱」の目標である「女性委員の割合を40パーセント以上」を満たす委員構成としています。

### (3) 任期

平成29年7月27日～平成31年7月26日（第一回審議会から2年間）

### (4) 設置年月日

昭和37年4月1日

### (5) 事業内容

スポーツ推進審議会を開催し、スポーツに関する重要事業について審議を行う。

### (6) 審議会開催日程

第1回	平成29年7月27日	(1) 会長・副会長の選出について (2) 横浜市スポーツ推進計画の中間振り返りについて
第2回	平成29年11月27日	横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）の素案について
第3回	平成29年2月（予定）	横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）の案について

## 第24期横浜市スポーツ推進審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	選出区分	役 職 名
会長	山口 宏	スポーツ団体	公益財団法人 横浜市体育協会会長
副会長	宮嶋 泰子	学識経験者	(株) テレビ朝日 スポーツコメンテーター (公社) 日本新体操連盟理事 (公財) 日本障がい者スポーツ協会評議員
委員	石渡 元	関係行政機関	横浜市立中学校体育連盟会長 (横浜市立本郷中学校校長)
委員	奥寺 康彦	学識経験者	(株) 横浜フリエスポーツクラブ 取締役会長
委員	小熊 祐子	学識経験者	慶應義塾大学スポーツ医学研究センター准教授
委員	小澤 好一	関係行政機関	横浜市立小学校体育研究会会長 (横浜市立本町小学校校長)
委員	小田 治男	学識経験者	一般社団法人横浜市医師会 横浜スポーツ医会会長
委員	大日方 邦子	学識経験者	(一社) 日本パラリンピアンズ協会副会長 (特非) 日本障害者スキー連盟理事 冬季パラリンピック (長野) アルペンスキー金メダリスト (株) 電通パブリックリレーションズ オリンピック・パラリンピック部シニアコンサルタント
委員	勝田 瞳子	学識経験者	緑区保健活動推進員会会长
委員	金子 正子	学識経験者	公益財団法人日本水泳連盟顧問 公益財団法人日本体育協会評議員
委員	後藤 薫	スポーツ団体	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長
委員	佐々木 玲子	学識経験者	慶應義塾大学体育研究所教授
委員	富田 幸博	学識経験者	日本体育大学特任教授
委員	平野 裕一	学識経験者	法政大学教授

(任期: 平成29年7月27日～平成31年7月26日)

## 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案について

### 1 中間見直しの位置づけ

横浜市スポーツ推進計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間ですが、策定後 5 年を目処に中間見直しを行うこととしています。このため、計画の進捗状況、社会経済情勢、国の政策動向等の変化や、国の大「第 2 期スポーツ基本計画」を参考にし、「第 24 期横浜市スポーツ推進審議会」の意見等を踏まえ、中間見直しの素案を作成しました。

### 2 中間振り返り

中間見直しの素案の策定にあたり、計画の中間振り返りを実施し、目標値に対する現状や主な取組、今後の取組の方向性等を整理しました。

⇒別紙 1 「横浜市スポーツ推進計画 中間振り返りについて」のとおり

### 3 スポーツ推進の意義

- ・子どもの健全育成、体力向上
- ・健康づくり、医療・介護費の削減
- ・地域コミュニティの活性化
- ・市民活力の創出、地域経済の活性化
- ・共生社会の実現（※）

※ 障害の有無等に関わらず、全ての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、誰もが互いに尊重し支え合う共生社会の実現が期待されます。

### 4 スポーツ推進の基本目標

番号	目標	目標値
1	子どもの体力向上方策の推進	子どもの体力を横浜市の昭和 60 年頃の体力水準に回復します。
2	地域スポーツの振興	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 65% 程度（3 人に 2 人）、週 3 回以上のスポーツ実施率が 30% 程度（3 人に 1 人）となることを目標とします。また、スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合を 10% 以上となることを目標とします。
3	高齢者・障害者スポーツの推進	①高齢者スポーツの推進 65 歳以上の週 1 回以上のスポーツ実施率が 70% 程度となることを目標とします。 ②障害者スポーツの推進 <u>障害者（成人）の週 1 回以上のスポーツ実施率を 40% 程度となることを目標とします。（※）</u>
4	トップスポーツとの連携・協働の推進	トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合を 50% 以上となることを目標とし、市民がトップアスリートに触れる機会を増やし、スポーツを行う意欲の向上につなげます。

※現行計画では「地域において自主的に障害者スポーツ活動を行っている団体等を 18 区に立ち上げる」ことを目標値としていますが、国の「第 2 期スポーツ基本計画」を参考に目標値を変更しています。

裏面あり

## 5 具体的な取組の主な変更点

- (1) 33 の取組を 30 の取組に再編
- (2) 変更した取組（取組 16・19・27・29・30）、新規の取組（取組 26）  
⇒別紙2「横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案 取組新旧対照表」のとおり

## 6 添付資料

- (1) 別紙1 横浜市スポーツ推進計画 中間振り返りについて
- (2) 別紙2 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案 取組新旧対照表
- (3) 横浜市スポーツ推進計画（概要版）

## 横浜市スポーツ推進計画 中間振り返りについて

目標	目標値	現状値(平成28年度)	これまでの主な取組	今後の取組の方向性について
1. 子どもの体力向上方策の推進	子どもの体力を横浜市の昭和60年頃の体力水準へ回復	持久走(中3男子)、50m走(中3男女)、反復横跳び(小5男女、小6男子)を除き、昭和60年より低い数値となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小中学校全校で「体育・健康プラン」を作成し、学校の特色を生かした「体力向上1校1実践運動」を実践。(教育委員会)</li> <li>小学校の中休みや放課後を活用し、地域の人材や横浜市体育協会の職員を派遣し、子どもが運動に親しむ機会を提供。</li> <li>市内保育園を対象とした運動訪問指導を実施し、幼児期における運動習慣の啓発・普及活動を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「運動機会の確保(増大)」に重点を置き、「子どもの体力向上プログラム(教育委員会)」と連動しながら、学校・家庭・地域・行政の連携を深め、運動習慣の改善や、運動に親しむ子どもの育成を目指す。</li> <li>幼児期における運動習慣の啓発・普及活動を拡充し、保護者や地域指導者に対し、運動の重要性について普及啓発に取り組む。</li> </ul>
2. 地域スポーツの振興	成人の週1回以上のスポーツ実施率が <u>65%</u> 程度(3人に2人)	52.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜マラソン等の多様な市民参加型スポーツイベントを開催。</li> <li>神奈川スケートリンクが「横浜銀行アイスアリーナ」としてリニューアルオープン。</li> <li>平成32年サブアリーナ供用に向けて、横浜文化体育館再整備事業の着実な進捗。</li> <li>横浜市スポーツボランティアセンターの設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近なスポーツを行う場の確保のため、地域と連携することにより、学校体育施設の利用を促進し、スポーツを通じて地域に開かれた学校づくりを目指す。</li> <li>スポーツ実施率の低い働き世代(特に20代・30代)の健康・体力の維持・増進を進めるため、健康経営の推進等、企業等と連携した施策について検討する。</li> <li>横浜市スポーツボランティアセンターを通じ「横浜マラソン」や「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」など、市内の大型スポーツイベントのボランティアの募集・登録、情報提供や人材育成を実施する。</li> </ul>
	成人の週3回以上のスポーツ実施率が <u>30%</u> 程度(3人に1人)	26.8%		
	スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合を <u>10%</u> 以上	6.2%		
3. 高齢者・障害者スポーツの推進	65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が <u>70%</u> 程度	72.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜ラポールを主体とした指導者養成事業により、障害者がスポーツを始めたり、継続できるようノウハウを持つ人材を養成。(健康福祉局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜ラポールと、市体協、スポーツ推進委員、競技団体等との連携を強化し、各競技団体によるアスリートの競技力向上支援等、障害者スポーツの推進体制の整備を強化する。</li> <li>療育センターや、特別支援学校でできる運動プログラムの充実、学校の地域開放等、障害のある子どもが幼児期から運動に親しめる環境を整備する。(健康福祉局)</li> </ul>
	地域において自主的に障害者のスポーツ活動を行っている団体等を <u>18区</u> に立ち上げる	9区(鶴見・港南・旭・磯子・青葉・戸塚・栄・泉・瀬谷)で障害のある方が自主的にスポーツ活動を継続できるように、横浜市体育協会等と支援ネットワークを構築		
4. トップスポーツとの連携・協働の推進	トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合を <u>50%</u> 以上となることを目標とし、市民がトップアスリートに触れる機会を増やし、スポーツを行う意欲の向上につなげる	30.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」等の大規模スポーツイベントの誘致・開催支援を行い、市民の観戦機会の拡大やシティセールスに寄与。</li> <li>ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるサッカー競技、野球・ソフトボール競技の開催が決定。</li> <li>両大会に向け、トークショーやパブリックビューイング等の関連イベントを実施するなど、トップアスリートに触れる機会の創出や、機運醸成を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模スポーツイベントの開催を通じ、市内経済の活性化につなげるため、観光関連分野との連携を強化し、スポーツツーリズムを推進する。</li> <li>ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるボランティアとしての市民の参加をはじめ、市民が大会に関わる機会を数多く創出することを通じて、スポーツを行う意欲の向上につなげる。</li> </ul>

## 横浜市スポーツ推進計画(中間見直し)素案 取組新旧対照表

新				旧			4つの目標への対応				
分類	取組番号	取組名称	説明	取組番号	取組名称	説明	1 子どもの体力向上方策の推進	2 地域スポーツの振興	3-① 高齢者スポーツの推進	3-② 障害者スポーツの推進	4 トップスポーツとの連携・協働の推進
継続	1	幼児期における運動習慣の啓発・普及活動の推進	変更なし	1	幼児期における運動習慣の啓発・普及活動	体力の重要性に関する保護者の啓発セミナーや親子で体験できる各種運動プログラム等を実施します。 また、保育所や幼稚園にスポーツ指導者等を派遣し、遊びながら体を動かす楽しさを伝えていく事業を実施します。	○				
継続	2	学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充	学校の特色を生かした体力向上1校1実践運動の実施、地域人材等の協力による休み時間や放課後を活用した運動機会やプログラムの提供、部活動指導員の活用による部活動の充実、オリンピアン・パラリンピアンとの交流機会の提供等を行います。 また、地元大学と連携し、学校や地域に体育部所属の学生等を派遣し、授業の補助や教室事業等を実施します。	2	横浜市子どもの体力向上プログラムに基づく取組の実践	平成23年3月に横浜市教育委員会で策定された「横浜市子どもの体力向上プログラム」に基づき、学校・家庭・地域の連携による体力向上に向けた取組を実践推進していきます。(このプログラムは、生活習慣、運動習慣の改善を図るなど、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくる子どもの育成に向けた取組を示している。) 平成24年度から、市内小中学校全校で体育・健康に関する指導の全体計画である「体育・健康プラン」を作成し、そのプランに基づき、学校の特色を生かした「体力向上1校1実践運動」を実施しています。	○				○
				3	子どもの体力向上事業の実施及び拡充	中休みや放課後等を活用して、児童が関心を持てる運動やスポーツを紹介し、定期的に運動に親しむ機会や必要な用具等を提供(貸与)し、児童が主体的、日常的に体を動かすことのできる「いきいきキッズ事業」を拡充し、引き続き実施していきます。 また、地元の大学と連携し、学校や地域に体育部所属の学生等を派遣し、授業の補助や教室事業等を実施します。					
				4	放課後児童育成事業へのプログラム協力	放課後、土曜日、長期休み等に実施している放課後児童育成事業に、地域のスポーツ指導者の派遣やプログラムを提供することにより、児童が運動に親しむ機会を増やし、運動の楽しさや関心を深めます。					
継続	3	食育の推進	変更なし	7	食育の推進	日常生活をより健康的に送り、スポーツを活発に行うために、スポーツ団体(プロスポーツチームを含む)、教育委員会や食育関係団体と連携・協力しながら、子どもや保護者及び指導者等に食育の普及啓発を行っていきます。	○				○

新				旧			4つの目標への対応					
分類	取組番号	取組名称	説明	取組番号	取組名称	説明	1 子どもの体力向上方策の推進	2 地域スポーツの振興	3-① 高齢者スポーツの推進	3-② 障害者スポーツの推進	4 トップスポーツとの連携・協働の推進	
継続	4	総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援及び連携・協働の推進	<p>総合型地域スポーツクラブへの助成金交付や研修の実施、連絡協議会の開催等の運営支援を行うとともに、新たなクラブの発掘・育成に取り組みます。</p> <p>また、広報や啓発イベント等を通じ総合型地域スポーツクラブの認知度を向上させるとともに、総合型地域スポーツクラブと地域との連携強化に向けて支援を行います。</p>	9	総合型地域スポーツクラブの啓発及び育成・活動支援	<p>子どもから高齢者まで地域住民の誰もが、それぞれの体力や興味・技術に応じて、集い、活動することができるクラブが総合型地域スポーツクラブの基本理念です。その理念を既存の地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体に理解してもらうことにより、総合型地域スポーツクラブへの協力や移行を促します。</p> <p>また、総合型地域スポーツクラブの活動や趣旨について、横浜市の広報紙やホームページに掲載するほか、啓発イベント等を行い、市民への周知を充実させていきます。</p> <p>なお、総合型地域スポーツクラブの設立希望者(団体)や総合型地域スポーツクラブへの移行を目指している既存のスポーツ団体(プロスポーツチームを含む)に対しては、クラブの設立や運営に有用な情報の提供、活動内容についてのアドバイス等を行い、設立に向けた育成支援を行います。</p> <p>さらに、すでに設立されているクラブに対しては、運営の助言や情報提供等を行い、安定的な活動が行えるよう支援します。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
				10	総合型地域スポーツクラブの連携・協働の推進	設立されたクラブ及び設立準備中のクラブに対し、会員の拡大や運営費の確保等の共通の課題の解決を目的とした、「横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」への加入を促し、クラブ間の連携・協力を促進します。						
拡充	5	トップアスリート等との連携・協力の推進	ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、ラグビー元日本代表選手やオリンピアン・パラリンピアン等を小・中学校や市内で開催されるスポーツイベント等に招へいします。スポーツ教室や講演会等を通じて、子どもたちをはじめ、多くの市民が一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲を高めます。	8	トップアスリート等との連携・協力の推進	JOCパートナー都市協定を通じてのオリンピアンやプロスポーツチームあるいはトップアスリートが立ち上げたNPO法人等と連携・協力することにより、トップアスリートを学校や地域に派遣し、子ども達や多くの市民が一流のアスリートと触れ合う機会を提供し、スポーツへの関心を高めます	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
継続	6	プロスポーツチームとの連携・協働の推進	地元プロスポーツチームと連携し、スポーツ教室など市民が直接チームに触れる機会を提供します。また、チームの活動や試合日程等の広報活動を充実させ、市民のスポーツへの関心を高めます。	31	プロスポーツチームとの連携・協働	地元プロスポーツチームが地域に密着した活動を行えるよう、各チームの状況に合わせた支援を行います。また、横浜熱闘俱楽部を通じて、学校や地域にプロのトップアスリートやコーチを招き、技術指導や講演会を行い、市民が直接プロのチームに触れる機会を提供し、夢や感動を共有します。さらに、横浜市内において、プロスポーツチームと連携し、チームの活動や試合日程等の広報活動を充実させ、市民のスポーツへの関心を高めます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
継続	7	地域スポーツ指導者の養成・活用	変更なし	6	地域スポーツ指導者の養成と活用	地域のスポーツ振興のために活動できる人材を養成する「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」を実施します。 また、「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」の修了者や現場で活躍している地域のスポーツ指導者に対しても、それぞれのニーズに応じた指導内容や方法などの研修を充実し、ニーズに応じた指導者を紹介するシステムの活用を促進します。		<input type="radio"/>				
拡充	8	大規模スポーツイベントの誘致・開催支援	国際大会や全国大会などの大規模イベントの誘致や、ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピックの円滑な大会運営に取り組み、さらにファンゾーンやパブリックビューイングの実施など市民が開催競技に親しむ環境を作ることで、市民のスポーツ観戦やボランティア活動に参加する機会を増やします。 これらの大規模イベントの開催を通じ、世界や全国に向けた横浜の知名度のアップや、経済及び地域の活性化などにも貢献していきます。	33	大規模スポーツイベントの誘致・開催	国際大会や全国大会などの大規模イベントの誘致に取り組み、市民のスポーツ観戦やボランティア活動に参加する機会を増やします。 また、魅力的な大規模イベントを誘致・開催することにより、世界や全国に向けた横浜の知名度のアップや、経済及び地域の活性化などにも貢献していきます。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

新				旧			4つの目標への対応				
分類	取組番号	取組名称	説明	取組番号	取組名称	説明	1 子どもの体力向上方策の推進	2 地域スポーツの振興	3-① 高齢者スポーツの推進	3-② 障害者スポーツの推進	4 トップスポーツとの連携・協働の推進
継続	9	横浜マラソンの実施	市民の健康増進やスポーツ振興に寄与するだけでなく、多くの人が横浜に集まることによるシティセールス効果や経済波及効果も期待できる、「する、みる、ささえる」すべての人が楽しめる大会を実施します。また、区局と連携して、横浜マラソンチャレンジ枠やイベント等、様々な連携事業を実施します。	12	市民参加型スポーツイベントの充実	横浜マラソン大会やスポーツ・レクリエーションフェスティバル、市民体育大会など、市民が気軽に参加でき、日頃の練習の成果を発揮する機会となる市民参加型スポーツイベントの充実を図ります。	○		○		
継続	10	市民参加型スポーツイベントの充実	スポーツ・レクリエーションフェスティバル、ビーチスポーツフェスタ、市民大会・区民大会など、市民が気軽に参加でき、日頃の練習の成果を発揮する機会となる市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。	12	【再掲】市民参加型スポーツイベントの充実	横浜マラソン大会やスポーツ・レクリエーションフェスティバル、市民体育大会など、市民が気軽に参加でき、日頃の練習の成果を発揮する機会となる市民参加型スポーツイベントの充実を図ります。	○	○	○		
				14	市民大会・区民大会の定期的な開催(初心者が参加できる工夫)	市民大会や区民大会を実施している競技団体と連携しながら、初心者が安心して参加できる環境を整えます。					
拡充	11	国際交流の推進	横浜市のパートナー都市・姉妹都市との交流や、ラグビーワールドカップ2019™における公認チームキャンプの受入、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプの受入やホストタウンの取組等を行い、スポーツを通じた国際交流を推進します。	23	国際交流事業の実施	横浜市のパートナー都市や姉妹都市等でスポーツを通して、相互理解を深め、友好親善を図ることを目的とした国際交流事業を実施します。	○			○	
継続	12	全市民で取り組む健康づくりの推進	「第2期健康横浜21」に基づき、地域や関係団体、企業等と連携し、生活習慣の改善や運動の習慣化など、市民の健康づくりを後押しする取組を進めます。 特に、日常生活の中で楽しみながら健康づくりに取り組める「よこはまウォーキングポイント事業」などを活用し、健康づくりになかなか取り組めない方等へのきっかけづくりや、健康行動の継続につながる活動を広げます。	24	100万人の健康づくり戦略の推進	「歩く」をテーマに、市民の健康行動の習慣化を図る取組として、健康づくりに関するイベントなどに参加するとポイントが貯まるなどの仕組みを導入し、地域スポーツ団体等とも連携しながら、壮年期から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが気軽に楽しみながら継続できる取組を進めます。	○	○			
継続	13	働き世代のスポーツ・運動の推進	スポーツ実施率の低い働き世代をターゲットとしたイベントの開催や普及啓発を行うとともに、健康経営に取り組む事業所の認証や、事業所内でできる運動プログラムの提供等の支援を通じて運動習慣の定着化を進めることで、働き世代のスポーツ・運動を推進します。	18	スポーツ実施率の低い年齢層に向けたスポーツプログラムの充実	スポーツ団体と連携し、比較的スポーツ実施率の低い年齢層(20歳代、30歳代)向けに、シェイプアップやリズムダンス、ジョギング講習会などのスポーツプログラムや教室を開催していきます。 また、スポーツに親しむことができ、低い年齢層同士の交流や心の癒しを取り入れたプログラムを研究・提供していきます	○				

新				旧			4つの目標への対応				
分類	取組番号	取組名称	説明	取組番号	取組名称	説明	1 子どもの体力向上方策の推進	2 地域スポーツの振興	3-① 高齢者スポーツの推進	3-② 障害者スポーツの推進	4 トップスポーツとの連携・協働の推進
継続	14	スポーツ・レクリエーション活動の推進	変更なし	13	スポーツ・レクリエーション活動の推進	地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、子どもから高齢者まで、楽しく、気軽に参加できるウォーキングイベントや親子ふれあい体操、野外活動等のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、おすすめのウォーキングコースをホームページや情報誌で紹介していきます。	○	○	○		
拡充	15	スポーツボランティアの育成・活用支援	横浜市スポーツボランティアセンターを通じ、市内の大規模スポーツイベント等のボランティアの募集・登録や研修等の人材育成を行い、市民が積極的・自発的にスポーツに関われる体制作りやその支援を行います。 また、ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、市民がボランティア活動に参加する機会を創出します。	16	スポーツボランティアの支援	スポーツイベント等の運営を支えてくれるスポーツボランティアを育成・支援します。 また、スポーツボランティアが継続的な活動ができる仕組みや、ボランティアとしての功績を称える環境を整えます。		○			○
変更	16	スポーツツーリズムの推進	スポーツを観光資源とした横浜らしい地域づくりを図るために、トップスポーツチームや地域スポーツ団体及び地元企業等と連携・協働し、スポーツイベントの誘致・開催支援を行うとともに、プロスポーツチームの試合観戦の機会やラグビーワールドカップ'2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の機会を最大限に活用し、地域や経済の活性化を目的としたスポーツツーリズムを推進します。	32	地域スポーツコミッショング 設立の検討	スポーツを横浜の観光資源とした横浜らしい地域づくりを図るために、トップスポーツチームや地域スポーツ団体及び地元企業等と連携・協働し、地域スポーツコミッショングの設立を検討します。 また、地域や経済の活性化を目的としたスポーツツーリズムの推進や、スポーツイベントの誘致・開催を行い、横浜の魅力を発信していきます。		○			○
継続	17	スポーツ情報等の提供	市民が「する」「見る」「ささえる」といったスポーツ活動に参加しやすくなるよう、スポーツイベントの開催情報や、スポーツ指導者、スポーツ施設の利用に関する情報等を横浜市のホームページや広報紙、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」、SNS等、多様なメディアを連動させ、スポーツ情報を提供します。 また、ウェブ上で提供される情報や機能を、高齢者や障害者等、誰もが支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。	17	スポーツ情報等の提供	市民が「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動に参加しやすくなるよう、スポーツイベントの開催情報やスポーツボランティアに関する情報、スポーツ指導者、スポーツ施設の利用に関する情報等を横浜市のホームページや広報紙、または、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポどっとコム」やホームページ等を通じて提供します。 また、携帯端末等の身近な媒体でも情報が提供できるようにしていきます。	○	○	○	○	
継続	18	スポーツ推進委員や、地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体との連携	スポーツ推進委員や、地域でそれぞれ活動している地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体と連携・協力しながら、年齢や性別、技術等に関係なく、誰でも身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。	11	地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体との連携	地域でそれぞれが活動している地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体と連携・協力し、年齢や性別、技術等に関係なく、誰でも気軽に参加できるスポーツイベントが開催できる環境を整えます。		○			
				15	スポーツ推進委員の育成・活用	スポーツ推進委員が、地域スポーツ団体と連携・協力し、地域スポーツの企画・立案等のコーディネートなど、総合的な地域スポーツの推進役を担えるよう、研修等の充実を図っていきます。					

新				旧			4つの目標への対応				
分類	取組番号	取組名称	説明	取組番号	取組名称	説明	1 子どもの体力向上方策の推進	2 地域スポーツの振興	3-① 高齢者スポーツの推進	3-② 障害者スポーツの推進	4 トップスポートとの連携・協働の推進
変更	19	身近なスポーツを行う場や機会の確保	<p>身近なスポーツの場について積極的な情報提供や、既存の施設や未利用地等の有効活用を行うとともに、学校施設の夜間照明設置の検討を行い、健康づくりや身近なスポーツを行う場や機会を確保します。</p> <p>また、道路・河川・公園緑地などを活用し、地域と連携をしながら、健康増進や外出意欲の向上につながるような魅力的な歩行空間やウォーキングルートの整備を進めます。</p>	19	身近なスポーツを行う場の確保	<p>身近なスポーツの場の確保に向けて、廃校となった学校施設の跡地や既存の公共スポーツ施設または、本来の目的に支障のない範囲で、市有地の未利用地、遊水地等の有効活用を図ります。</p>	○	○	○		
継続	20	横浜文化体育館(メインアリーナ施設・サブアリーナ施設(横浜武道館))の再整備	<p>関内駅周辺地区のまちづくりのリーディングプロジェクトとして、横浜文化体育館の再整備を進めます。再整備後の施設はメインアリーナ施設とサブアリーナ施設の2つの施設とし、サブアリーナ施設を「横浜武道館」とします。</p> <p>再整備と並行して、横浜スタジアムや市庁舎跡地の活用の取組と連携し、スポーツを活かしたまちづくりを進めます。</p>	20	大規模屋内スポーツ(スケート場、武道館等)の再整備	<p>横浜文化体育館の再整備は、関内・関外地区の街づくりを進める中で、検討します。その際、武道を行うことのできる環境整備の検討を進めます。</p> <p>また、老朽化した神奈川スケートリンクの再整備に向け、横浜市としてどのような支援ができるのか、検討を進めます。</p>		○			○
継続	21	学校体育施設(校庭、体育館等)を活用した地域スポーツの振興	<p>学校体育施設を活用し、地域のスポーツ振興のため、総合型地域スポーツクラブや学校開放事業の運営主体である文化・スポーツクラブが子どもや地域住民を対象に実施するスポーツ教室等のプログラムに対し、支援を行います。</p>	5	学校体育施設(校庭、体育館等)を利用した学校開放事業へのプログラム協力	<p>学校開放事業は、学校体育施設を利用し、子どもや地域住民が身近にスポーツを親しめる場となっています。そこで、学校開放事業の運営主体である文化・スポーツクラブに対し、放課後や土・日・長期休み等に地域のスポーツ指導者の派遣やプログラムを提供することにより、子どもや初心者でも気軽に参加できる仕組みをつくります。</p> <p>また、地域と連携することにより、学校体育施設の利用を促進し、スポーツを通じて地域に開かれた学校づくりを目指していきます。</p>	○	○	○		
継続	22	横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用	変更なし	22	横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用	<p>横浜市スポーツ医科学センターを活用し、スポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及・啓発を指導者向けに行います。</p> <p>また、横浜市スポーツ医科学センターと各区スポーツセンターが連携・協力することにより、スポーツによる市民の健康づくりの推進や、競技選手の競技力の向上を図ります。</p>		○			
継続	23	スポーツ遺産の保存・活用	<p>横浜はテニス、ラグビー、競馬等、多くのスポーツ文化の発祥の地であり、その歴史や伝統を継承していきます。</p> <p>また、FIFAワールドカップ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックの世界三大スポーツイベントの開催実績を持つこととなる横浜国際総合競技場等のスポーツ施設やボランティア等の人的資源、大規模スポーツイベントの運営知識やノウハウなどのスポーツ遺産を未来の横浜の子どもたちへの財産として残します。</p>	21	スポーツ遺産の保存・活用	<p>横浜はテニス、ラグビー、競馬等、多くのスポーツ文化の発祥の地であり、その歴史や伝統を継承していきます。</p> <p>また、ワールドカップサッカー決勝戦の会場となった日産スタジアム等のスポーツ施設やボランティア等の人的資源、大規模スポーツイベントの運営知識やノウハウなどのスポーツ遺産を未来の横浜の子どもたちへの財産として残します。</p>		○			○

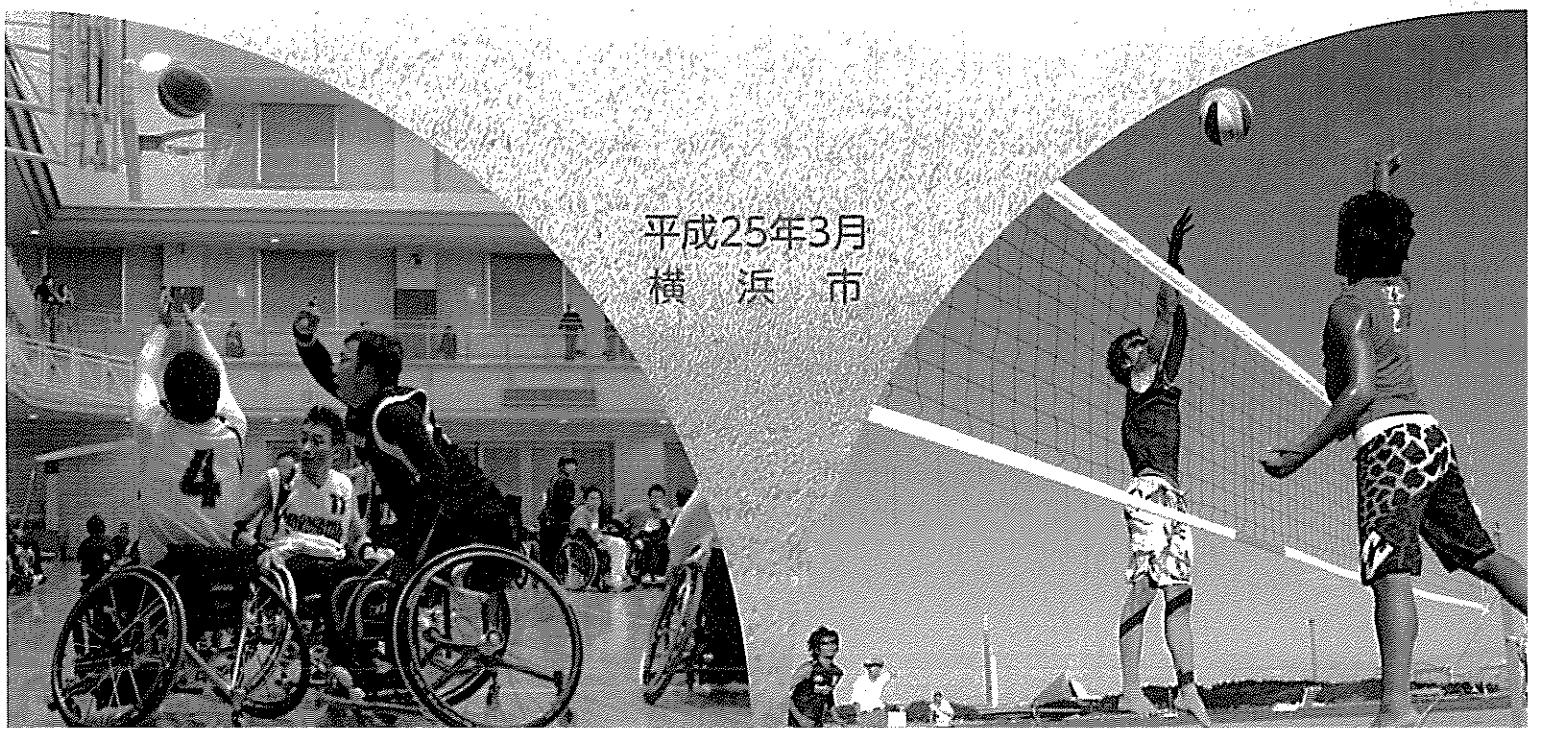
新				旧				4つの目標への対応				
分類	取組番号	取組名称	説明	取組番号	取組名称	説明	1 子どもの体力向上方策の推進	2 地域スポーツの振興	3-① 高齢者スポーツの推進	3-② 障害者スポーツの推進	4 トップスポーツとの連携・協働の推進	
継続	24	高齢者向けのスポーツ教室・イベントの実施	高齢者のニーズが高い健康づくりや体力づくり、介護予防など、様々な身体状況にある高齢者が参加できるよう、高齢者のスポーツ教室やニュースポーツイベント、講座等の充実をはかり、ロコモティブシンドロームや生活習慣病の予防、重症化予防につなげます。	25	高齢者向けのスポーツ教室・イベントの実施	高齢者のニーズが高い、健康づくりや体力づくりなど様々なニーズを考慮しながら、高齢者のスポーツ教室やスポーツイベントのより一層の充実を図ります。			○			
継続	25	地域の高齢者サークルの活動支援の推進	高齢者向けのサークルや健康・体力づくりを行っているグループ等が、継続的に活動ができるよう講師の派遣や研修、情報提供等を通じ、支援を行います。	26	地域の高齢者サークルの活動支援の推進	各施設や地域で現在も活動している高齢者のスポーツサークルに対し、その活動が充実するよう、スポーツ指導者の紹介やスポーツボランティアに関する情報等を提供していきます。			○			
新規	26	障害者が幼児期から運動に親しめる環境の整備	障害児が地域療育センター・学校・地域等で参加できる運動プログラムの充実や、保護者に対する普及啓発に取り組むとともに、トップ選手やチームとの交流・イベント等を通じ、障害者が幼児期から運動に親しめる環境を整備します。	-	-	-				○		
変更	27	地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進	地域団体・横浜市体育協会・横浜ラポール等が連携した地域ネットワークの構築支援や、地域スポーツ指導者との連携を進め、自主的に取り組みやすい種目を地域に広げていきます。 また、各区のスポーツセンター等で障害者スポーツの指導員の配置や用具の充実等を図り、定期的なプログラムの提供を行います。 さらに、障害者やその家族にとって、より分かりやすいスポーツ施設等の情報発信を行うことで、地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	28	障害者スポーツの場の確保と種目の普及	障害者がいつでも身近な地域で障害者スポーツを行えるようにするため、各区スポーツセンター・地区センターなどの地域資源と連携を進め、障害者スポーツを行える場を確保するとともに、自主的に取り組みやすい種目を地域に広げていきます。				○		
				29	障害者団体と地域団体の連携・協力	障害者の自主的なスポーツ活動が地域に根付くように、障害者団体や地域団体とのネットワークを構築し、情報の交換や団体同士の交流を支援します。						
継続	28	障害者と健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツの推進	障害者と健常者が共に楽しむことができるイベントや大会の開催や、その支援を行うとともに、横浜ラポール、障害者団体、競技団体、地域団体が連携しながら、地域で障害者・健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツを推進します。	30	障害の有無に関わらず、誰もが一緒に参加できるスポーツイベントの実施	障害者・健常者が共に楽しむことができるよう、障害者団体や競技団体、地域スポーツ団体と連携しながら、誰もが安心して参加できるスポーツイベントを検討し、実施します。			○	○		
変更	29	障害者スポーツの支援者の育成・活躍支援	スポーツ施設の職員、競技団体、地域団体へ研修等の参加を促し、障害者アスリート指導者や、障害者スポーツ指導員、ボランティア等の多様な障害者スポーツ支援者を育成します。また、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」への登録を促す等、育成した人材の活躍を支援します。	27	地域への障害者スポーツに関するノウハウの浸透	「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール」と協力・連携し、各区のスポーツセンター・スポーツ施設の職員等に、定期的(年に1、2回程度)に研修を実施し、障害者スポーツの開始及び継続していくためのノウハウを浸透させていきます。また、地域のスポーツ指導者に対しては、人材養成講座を通じて、障害者のニーズや対応について、研修を行っていきます。				○		
変更	30	障害者スポーツに対する理解の促進	パラリンピアンによる学校訪問や普及啓発イベントの開催、障害者スポーツ体験会等を実施し、障害者スポーツに対する理解の促進を図ります。	27	【再掲】地域への障害者スポーツに関するノウハウの浸透	【再掲】 「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール」と協力・連携し、各区のスポーツセンター・スポーツ施設の職員等に、定期的(年に1、2回程度)に研修を実施し、障害者スポーツの開始及び継続していくためのノウハウを浸透させていきます。また、地域のスポーツ指導者に対しては、人材養成講座を通じて、障害者のニーズや対応について、研修を行っていきます。				○		



概要版

# 横浜市スポーツ推進計画

～スポーツで育む地域とくらし～



平成25年3月  
横 浜 市

# 策定の目的

スポーツを通じて、子どもから高齢者まで全ての市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かなくらしができるよう、市民の多様化するニーズを把握し、子どもの体力向上や市民の健康づくり、また、大規模スポーツイベントを開催することによる横浜の発信力の強化や地域の活性化などに取り組む必要があります。

そのために、横浜市の現状や課題を踏まえつつ、横浜の置かれた特性を生かしながら、スポーツ振興の方針を体系的に示し、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進していくことを目的として、新たなスポーツ推進計画を策定しました。

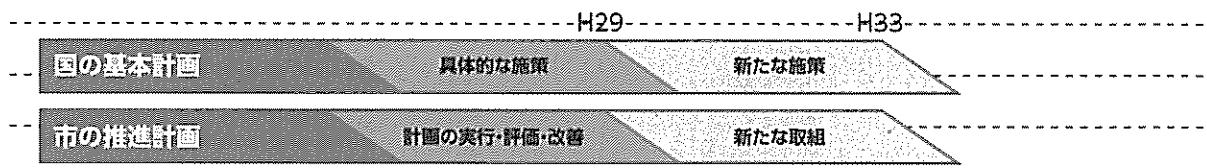
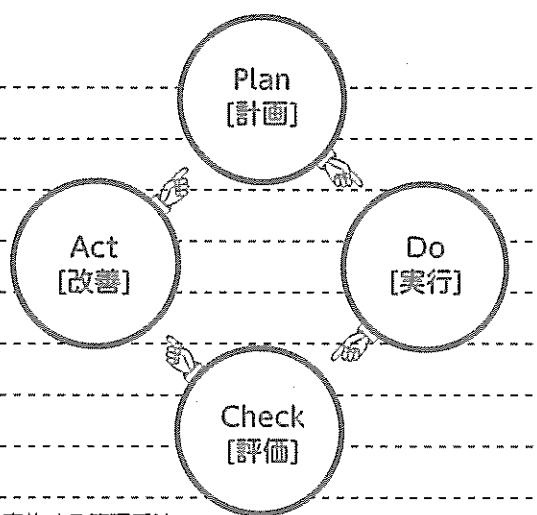
## 計画の期間及び進捗管理

横浜市スポーツ推進計画の計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

なお、横浜市スポーツ推進計画は、計画の進捗状況、社会経済情勢、国の政策動向等の変化に対応するため、策定後5年を目処に中間見直しを行います。

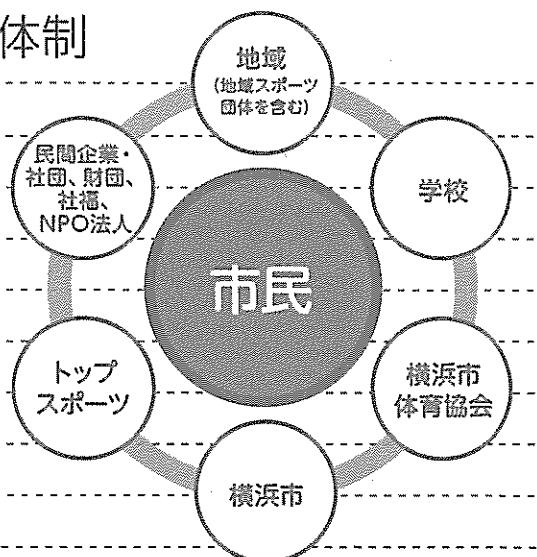
また、横浜市スポーツ推進計画の目標の実現に向けて、PDCAサイクル(※)を導入し、定期的に評価結果を市民に公表していきます。

※Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Act(改善)を順に実施する管理手法



## 計画の実現に向けた連携・協働体制

横浜市スポーツ推進計画で定めている目標は、行政だけでは、到底、達成することはできません。市民の皆様をはじめ、地域、学校、民間企業、社団法人、財団法人、社会福祉法人、NPO法人、トップスポーツ、横浜市体育協会及び横浜市が、それぞれの役割や責任を踏まえ、連携・協働して、計画の実現を目指します。



# 第1章 スポーツを取り巻く現状と課題

## 1 市民(地域)のスポーツ活動

現状: ①スポーツ実施率54.5%(全国45.3%)  
②スポーツを行う理由「健康・体力の増進」が1位  
(64.5%)

課題: ①身近な場所でスポーツができる環境の確保  
②スポーツボランティアの確保

## 2 子どもの体力

現状: ①昭和60年頃と比べて低い  
②全国と比べても全体的に低い

課題: ①スポーツをしない子ども達に対しての啓発や取組  
②部活動の顧問の確保、専門的な技術指導のできる教員の不足

## 3 高齢者のスポーツ

現状: ①市民の約5人に1人が65歳以上  
②スポーツ実施率が他の世代に比べ高い(55.2%)

課題: ①高齢者率が高くなっていく中で、健康づくりや介護予防等の様々なニーズに対応  
②100万人の健康づくりの推進

## 4 障害者のスポーツ

現状: スポーツ・芸術活動に参加している割合が低い(40.5%)

課題: ①障害者スポーツを指導できる人材の確保  
②身近な場所でスポーツができる環境の確保

## 5 スポーツ施設

現状: 市民大会や全国規模の大会を開催できる屋内スポーツ施設の不足

課題: ①日産スタジアムをはじめとした大規模スポーツ施設等の市民開放  
②大規模屋内スポーツ施設整備の検討

## 6 大規模スポーツイベント

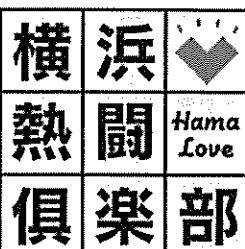
現状: 國際的なスポーツイベントの開催が期待されている(47.8%)

課題: 公的負担に頼らない財源の確保(協賛金や放映料等)

## 7 プロスポーツチーム

現状: スタジアムや体育館等でスポーツを観戦していない市民の割合(58.4%)

課題: プロスポーツチームと連携した地域・学校等のスポーツ振興機会の増加



横浜DeNAベイスターズ



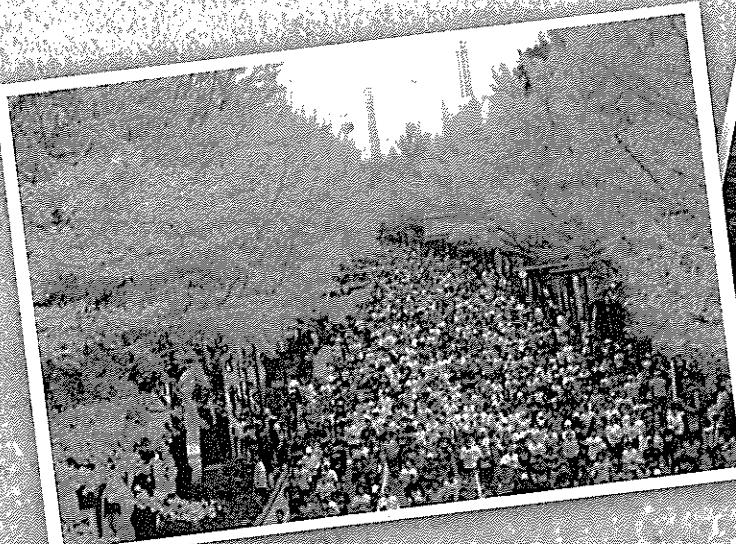
横浜F・マリノス



横浜FC



横浜ビー・コルセアーズ



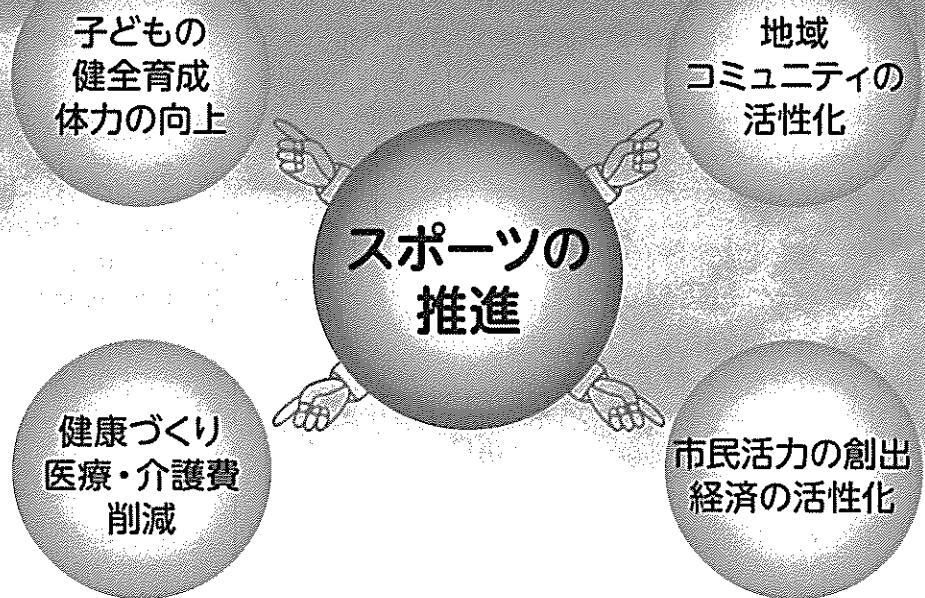
## 第2章 スポーツ推進のビジョン

### 1 スポーツ推進の意義

スポーツを推進することは、子どもの心身の健全育成や体力の向上、生活習慣病予防による医療・介護費の削減の効果があります。

少子高齢化の進展や、生活が便利になることにより体を動かす機会が減少している現代社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。

また、スポーツを通じたまちづくりや村おこしに取り組んでいる都市もあるなど、スポーツには、地域コミュニティの活性化や市民活力の創出、地域経済の活性化等の効果も期待されています。



### 2 スポーツ推進の基本目標

横浜市スポーツ推進計画は、スポーツを通じて、子どもから高齢者まですべての市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かなくらしを育むことを目指します。

その際、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの

競技大会やプロスポーツの観戦等のスポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「支える(育てる)人」にも着目し、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えます。

#### 目標1 子どもの体力向上方策の推進

##### 【目標】

子どもの体力を横浜市の昭和60年頃の体力水準に回復します。

#### 目標2 高齢者・障害者スポーツの推進

##### 【目標】

65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70パーセント程度となることを目標とします。

また、地域において自主的に障害者のスポーツ活動を行っている団体等を18区に立ち上げます。

#### 目標3 地域スポーツの振興

##### 【目標】

成人の週1回以上のスポーツ実施率が65パーセント程度(3人に2人)、週3回以上のスポーツ実施率が30パーセント程度(3人に1人)となることを目標とします。

また、スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合を10パーセント以上となることを目標とします。

#### 目標4 トップスポーツとの連携・協働の推進

##### 【目標】

トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合を50パーセント以上となることを目標とし、市民がトップアスリートに触れる機会を増やし、スポーツを行う意欲の向上につなげます。



# スポーツを推進するための具体的な取組

## 目標1 子どもの体力向上方策の推進

### 取組1 幼児期における運動習慣の啓発・普及活動

体力の重要性に関する保護者の啓発セミナーや親子で体験できる各種運動プログラム等を実施します。  
また、保育所や幼稚園にスポーツ指導者等を派遣し、遊びながら体を動かす楽しさを子どもたちに伝えていく事業を実施します。

### 取組2 横浜市子どもの体力向上プログラムに基づく取組の実践

平成23年3月に横浜市教育委員会で策定された「横浜市子どもの体力向上プログラム」に基づき、学校・家庭・地域の連携による体力向上に向けた取組を実践推進していきます。(このプログラムは、生活習慣、運動習慣の改善を図るなど、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくる子どもの育成に向けた取組を示している。)

平成24年度から、市内小中学校全校で体育・健康に関する指導の全体計画である「体育・健康プラン」を作成し、そのプランに基づき、学校の特色を生かした「体力向上1校1実践運動」を実施しています。

### 取組3 子どもの体力向上事業の実施及び拡充

中休みや放課後等を活用して、児童が関心を持てる運動やスポーツを紹介し、定期的に運動に親しむ機会や必要な用具等を提供(貸与)し、児童が主体的、日常的に体を動かすことのできる「いきいきキッズ事業」を拡充し、引き続き実施していきます。

また、地元の大学と連携し、学校や地域に体育部所属の学生等を派遣し、授業の補助や教室事業等を実施します。

### 取組4 放課後児童育成事業へのプログラム協力

放課後、土曜日、長期休み等に実施している放課後児童育成事業に、地域のスポーツ指導者の派遣やプログラムを提供することにより、児童が運動に親しむ機会を増やし、運動の楽しさや関心を深めます。

### 取組5 学校体育施設(校庭、体育館等)を利用した学校開放事業へのプログラム協力

学校開放事業は、学校体育施設を利用し、子どもや地域住民が身近にスポーツを親しめる場となっています。そこで、学校開放事業の運営主体である文化・スポーツクラブに対し、放課後や土・日・長期休み等に地域のスポーツ指導者の派遣やプログラムを提供することにより、子どもや初心者でも気軽に参加できる仕組みをつくります。

また、地域と連携することにより、学校体育施設の利用を促進し、スポーツを通じて地域に開かれた学校づくりを目指していきます。

### 取組6 地域スポーツ指導者の養成と活用

地域のスポーツ振興のために活動できる人材を養成する「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」を実施します。

また、「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」の終了者や現場で活躍している地域のスポーツ指導者に対しても、それぞれのニーズに応じた指導内容や方法などの研修を充実し、ニーズに応じた指導者を紹介するシステムの活用を促進します。

### 取組7 食育の推進

日常生活をより健康的に送り、スポーツを活発に行うために、スポーツ団体(プロスポーツチームを含む)、教育委員会や食育関係団体と連携・協力しながら、子どもや保護者及び指導者等に食育の普及啓発を行っていきます。

### 取組8 トップアスリート等との連携・協力の推進

JOCパートナー都市協定を通じてのオリンピアンやプロスポーツチームあるいはトップアスリートが立ち上げたNPO法人等と連携・協力することにより、トップアスリートを学校や地域に派遣し、子ども達や多くの市民が一流のアスリートと触れ合う機会を提供し、スポーツへの関心を高めます。

## 目標2 地域スポーツの振興

### 取組5 学校体育施設(校庭、体育館等)を利用した学校開放事業へのプログラム協力 【再掲】

### 取組6 地域スポーツ指導者の養成と活用 【再掲】

### 取組8 トップアスリート等との連携・協力の推進 【再掲】

### 取組9 総合型地域スポーツクラブの啓発及び育成・活動支援

子どもから高齢者まで地域住民の誰もが、それぞれの体力や興味・技術に応じて、集い、活動することができるクラブが総合型地域スポーツクラブの基本理念です。その理念を既存の地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体に理解してもらうことにより、総合型地域スポーツクラブへの協力や移行を促します。

また、総合型地域スポーツクラブの活動や趣旨について、横浜市の広報紙やホームページに掲載するほか、啓発イベント等を行い、市民への周知を充実させていきます。

なお、総合型地域スポーツクラブの設立希望者(団体)や総合型地域スポーツクラブへの移行を目指している既存のスポーツ団体(プロスポーツチームを含む)に対しては、クラブの設立や運営に有用な情報の提供、活動内容についてのアドバイス等を行い、設立に向けた育成支援を行います。

さらに、すでに設立されているクラブに対しては、運営の助言や情報提供等を行い、安定的な活動が行えるよう支援します。

### 取組10 総合型地域スポーツクラブ間の連携・協力の促進

設立されたクラブ及び設立準備中のクラブに対し、会員の拡大や運営費の確保等の共通の課題の解決を目的とした、「横浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」への加入を促し、クラブ間の連携・協力を促進します。

### 取組11 地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体との連携

地域でそれぞれが活動している地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体と連携・協力し、年齢や性別、技術等に関係なく、誰でも気軽に参加できるスポーツイベントが開催できる環境を整えます。

## 取組 12

### 市民参加型スポーツイベントの充実

横浜マラソン大会やスポーツ・レクリエーションフェスティバル、市民体育大会など、市民が気軽に参加でき、日頃の練習の成果を発揮する機会となる市民参加型スポーツイベントの充実を図ります。

## 取組 13

### スポーツ・レクリエーション活動の充実

地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、子どもから高齢者まで、楽しく、気軽に参加できるウォーキングイベントや親子ふれあい体操、野外活動等のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

また、おすすめのウォーキングコースをホームページや情報誌で紹介していきます。

## 取組 14

### 市民大会・区民大会の定期的な開催 (初心者が参加できる工夫)

市民大会や区民大会を実施している競技団体と連携しながら、初心者が安心して参加できる環境を整えます。

## 取組 15

### スポーツ推進委員の育成・活用

スポーツ推進委員が、地域スポーツ団体と連携・協力し、地域スポーツの企画・立案等のコーディネートなど、総合的な地域スポーツの推進役を担えるよう、研修等の充実を図っていきます。

## 取組 16

### スポーツボランティアの支援

スポーツイベント等の運営を支えてくれるスポーツボランティアを育成・支援します。

また、スポーツボランティアが継続的な活動ができる仕組みや、ボランティアとしての功績を称える環境を整えます。

## 取組 17

### スポーツ情報等の提供

市民が「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動に参加しやすくなるよう、スポーツイベントの開催情報やスポーツボランティアに関する情報、スポーツ指導者、スポーツ施設の利用に関する情報等を横浜市のホームページや広報紙、または、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポどっとコム」やホームページ等を通じて提供します。

また、携帯端末等の身近な媒体でも情報が提供できるようにしていきます。

## 取組 18

### スポーツ実施率の低い年齢層に向けた スポーツプログラムの充実

スポーツ団体と連携し、比較的スポーツ実施率の低い年齢層(20歳代、30歳代)向けに、シェイプアップやリズムダンス、ジョギング講習会などのスポーツプログラムや教室を開催していきます。

また、スポーツに親しむことができ、低い年齢層同士の交流や心の癒しを取り入れたプログラムを研究・提供していきます。

## 取組 19

### 身近なスポーツを行う場の確保

身近なスポーツの場の確保に向けて、廃校となった学校施設の跡地や既存の公共スポーツ施設または、本来の目的に支障のない範囲で、市有地の未利用地、遊水地等の有効活用を図ります。

## 取組 20

### 大規模屋内スポーツ施設

(スケート場、武道館等)の再整備

横浜文化体育館の再整備は、閑内・閑外地区の街づくりを進める中で、検討します。その際、武道を行うことのできる環境整備の検討を進めます。

また、老朽化した神奈川スケートリンクの再整備に向け、横浜市としてどのような支援ができるのか、検討を進めます。

## 取組 21

### スポーツ遺産の保存・活用

横浜はテニス、ラグビー、競馬等、多くのスポーツ文化の発祥の地であり、その歴史や伝統を継承していきます。

また、ワールドカップサッカー決勝戦の会場となった日産スタジアム等のスポーツ施設やボランティア等の人的資源、大規模スポーツイベントの運営知識やノウハウなどのスポーツ遺産を未来の横浜の子どもたちへの財産として残します。

## 取組 22

### 横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用

横浜市スポーツ医科学センターを活用し、スポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及・啓発を指導者向けに行います。

また、横浜市スポーツ医科学センターと各区スポーツセンターが連携・協力することにより、スポーツによる市民の健康づくりの推進や、競技選手の競技力の向上を図ります。

## 取組 23

### 国際交流事業の実施

横浜市のパートナー都市や姉妹都市等でスポーツを通して、相互理解を深め、友好親善を図ることを目的とした国際交流事業を実施します。

## 目標3 高齢者・障害者スポーツの推進

## 取組 6

### 地域スポーツ指導者の養成と活用 【再掲】

## 取組 13

### スポーツ・レクリエーション活動の充実 【再掲】

## 取組 24

### 100万人の健康づくり戦略の推進

「歩く」をテーマに、市民の健康新行動の習慣化を図る取組として、健康づくりに関するイベントなどに参加するとポイントが貯まるなどの仕組みを導入し、地域スポーツ団体等とも連携しながら、壮年期から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが気軽に楽しみながら継続できる取組を進めます。

## 取組 25

### 高齢者向けのスポーツ教室・イベントの実施

高齢者のニーズが高い、健康づくりや体力づくりの教室などのほかに、介護予防教室や転倒骨折予防教室など様々なニーズを考慮しながら、高齢者のスポーツ教室やスポーツイベントのより一層の充実を図ります。

## 取組 26

### 地域の高齢者サークルの活動支援

各施設や地域で現在も活動している高齢者のスポーツサークルに対し、その活動が充実するよう、スポーツ指導者の紹介やスポーツボランティアに関する情報等を提供していきます。

## 取組 30

### 障害の有無に関わらず、誰もが一緒に参加できるスポーツイベントの実施

障害者・健常者が共に楽しむことができるよう、障害者団体や競技団体、地域スポーツ団体と連携しながら、誰もが安心して参加できるスポーツイベントを検討し、実施します。

## 取組 27

### 地域への障害者スポーツに関するノウハウの浸透

「障害者スポーツ文化センター横浜ラボール」と協力・連携し、各区のスポーツセンター・スポーツ施設の職員等に、定期的に(年に1、2回程度)研修を実施し、障害者スポーツの開始及び継続していくためのノウハウを浸透させていきます。

また、地域のスポーツ指導者に対しては、人材養成講座を通じて、障害者のニーズや対応について、研修を行っていきます。

## 取組 28

### 障害者スポーツの場の確保と種目の普及

障害者がいつでも身近な地域で障害者スポーツを行えるようにするために、各区スポーツセンター・地区センターなどの地域資源と連携を進め、障害者スポーツを行える場を確保するとともに、自ら的に取り組みやすい種目を地域に広げていきます。

## 取組 29

### 障害者団体と地域団体との連携・協力

障害者の自主的なスポーツ活動が地域に根付くように、障害者団体や地域団体とのネットワークを構築し、情報の交換や団体同士の交流を支援します。



## 目標④ トップスポーツとの連携・協働の推進

## 取組 8

### トップアスリート等との連携・協力の推進 【再掲】

## 取組 31

### プロスポーツチームとの連携・協働

地元プロスポーツチームが地域に密着した活動を行えるよう、各チームの状況に合わせた支援を行います。

また、横浜熱闘俱楽部を通じて、学校や地域にプロのトップアスリートやコーチを招き、技術指導や講演会を行い、市民が直接プロのチームに触れる機会を提供し、夢や感動を共有します。さらに、横浜市内において、プロスポーツチームと連携し、チームの活動や試合日程等の広報活動を充実させ、市民のスポーツへの関心を高めます。

## 取組 16

### スポーツボランティアの支援 【再掲】

## 取組 32

### 地域スポーツコミッショん設立の検討

スポーツを横浜の観光資源とした横浜らしい地域づくりを図るために、トップスポーツチームや地域スポーツ団体及び地元企業等と連携・協働し、地域スポーツコミッショんの設立を検討します。

また、地域や経済の活性化を目的としたスポーツツーリズムの推進やスポーツイベントの誘致・開催を行い、横浜の魅力を発信していきます。

## 取組 20

### 大規模屋内スポーツ施設 (スケート場、武道館等)の再整備 【再掲】

## 取組 33

### 大規模スポーツイベントの誘致・開催

国際大会や全国大会などの大規模イベントの誘致に取り組み、市民のスポーツ観戦やボランティア活動に参加する機会を増やします。

また、魅力的な大規模イベントを誘致・開催することにより、世界や全国に向けた横浜の知名度のアップや、経済及び地域の活性化などにも貢献していきます。

## 取組 21

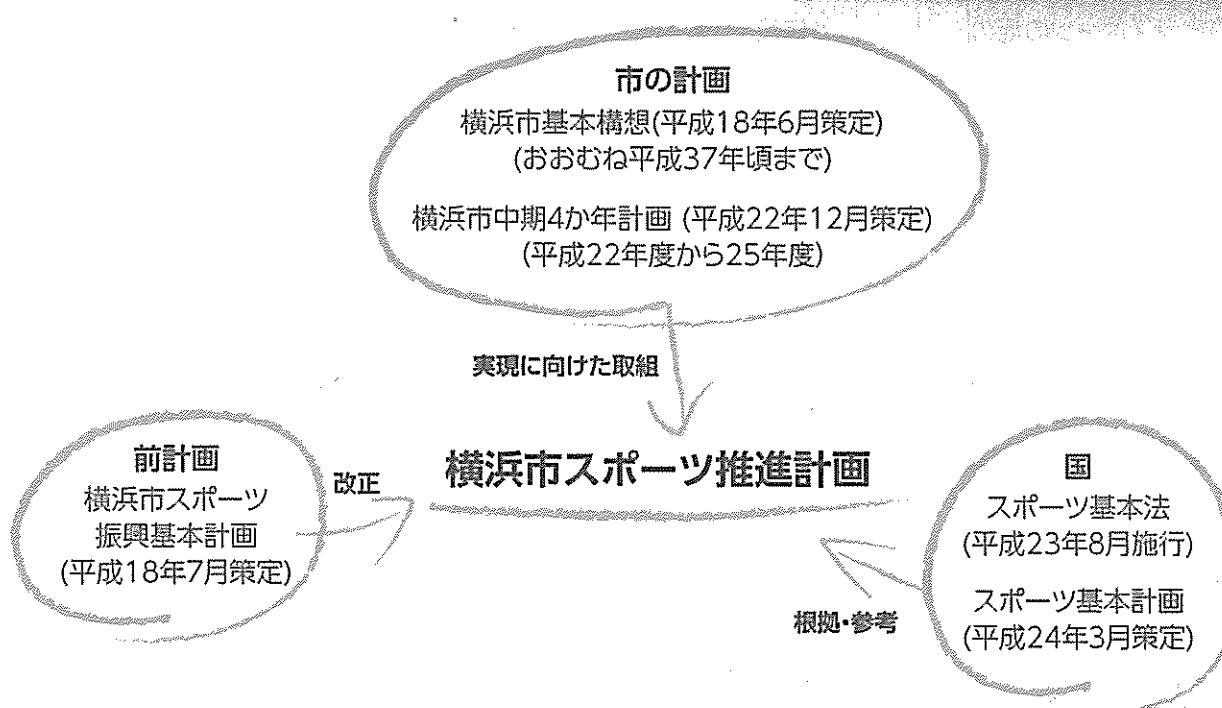
### スポーツ遺産の保存・活用 【再掲】

## 取組 22

### 横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用 【再掲】

## 1 計画の位置づけ

- (1) 横浜市スポーツ推進計画は、横浜市の将来の都市像を示す「横浜市基本構想」(長期ビジョン)及び「横浜市中期4か年計画(施策13 スポーツや学びで育む豊かなくらし)」(計画期間:平成22年度～平成25年度)に掲げている目指すべき都市像の実現に向け、スポーツに関する施策について、具体的な取組を示した計画です。
- (2) 横浜市スポーツ推進計画は、平成18年7月に策定した横浜市スポーツ振興基本計画「いきいきスポーツプラン2010」を改正し、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、国の「スポーツ基本計画」を参考に策定します。
- (3) 横浜市スポーツ推進計画は、第22期横浜市スポーツ推進審議会の意見をもとに作成し、市民の皆様やスポーツ団体等からも意見をいただき、策定しました。



## 2 横浜市スポーツ推進計画 ~スポーツで育む地域とくらし~

(1)策定：平成 25 年3月

(2)お問い合わせ先

横浜市市民局スポーツ振興課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

TEL: 045-671-3287 FAX: 045-664-0669

URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/sports/>



教委第 62 号議案

横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局  
事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局事務分掌  
規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 1 月 9 日提出

教育長 岡田 優子

## 提案理由

横浜市教育文化ホールを廃止する等のため、横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会  
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

(横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市教育文化センター条例施行規則(昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

横浜市社会教育コーナー(以下「コーナー」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

第2条第2項中「ホール及び」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、コーナーの開館時間及び休館日を変更し、又はコーナーを臨時に休館することができる。

第5条から第10条までを次のように改める。

第5条から第10条まで 削除

第11条第1項中「(第5号様式)」を「(第2号様式)」に改める。

第16条第1項中「教育文化センター」を「横浜市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)」に改め、

「横浜市教育文化ホール

- (1) 音楽、演劇等の発表会等の開催に関すること。
- (2) 市民の集会の場所の提供に関すること。

を削る。

第18条中「教育センター」を「横浜市教育センター」に、「視聴覚センター」を「横浜市視聴覚センター」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

第2号様式から第4号様式まで削り、第5号様式を第2号様式とする。

(横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則(平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条 総務部の款総務課の項庶務係の部中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

### 1 改正理由

横浜市教育文化センター条例を一部改正し、横浜市教育文化ホール及び横浜市視聴覚センターを廃止等することに伴い、横浜市教育文化センター条例施行規則及び横浜市教育委員会事務局事務分掌規則における関係規定を一部改正いたします。

なお、横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について、横浜市視聴覚センターの廃止に関する条例の施行日が平成30年4月1日であることから、今回は、横浜市教育文化ホールの廃止に関する規定のみ改正いたします。

### 2 主な改正内容

#### (1) 横浜市教育文化センター条例施行規則

横浜市教育文化ホールの開館時間及び休館日、使用許可不許可、使用料の額及び納付方法、使用料の減免、使用料の返還、入場料の額等に関する規定を削除します（第2条、第5条～第10条、第16条）。

#### (2) 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則

横浜市教育文化センターの施設及び設備の管理に関する規定を削除します（第2条）。

### 3 施行日

平成30年1月25日

### 4 スケジュール

	12月	1月	2月	3月	4月
教育文化ホールの廃止等に関する規定		→ 定例会で審議  （ 1 月 25 日 ） 施行			
視聴覚センターの廃止に関する規定				→ 定例会で審議  （ 4 月 1 日 ） 施行	

横浜市教育文化センター条例施行規則 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条 <u>横浜市教育文化ホール（以下「ホール」という。）及び横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）の開館時間は、次のとおりとする。</u></p> <p>ホール 午前9時から午後10時まで</p> <p>コーナー 午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後5時まで）</p> <p>2 ホール及びコーナーの休館日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。</p> <p>3 ホールにおいては教育長が、コーナーにおいては指定管理者が必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p>	<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第2条 <u>横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 コーナーの休館日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。</p> <p>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、コーナーの開館時間及び休館日を変更し、又はコーナーを臨時に休館することができる。</p>
<p>（使用許可の申請等）</p> <p>第5条 条例第6条第1項の規定によりホールの使用の許可を受けようとする者は、横浜市教育文化ホール使用許可申請書（第2号様式）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用許可の申請は、ホールを使用しようとする日の6箇月前から2日前までにしなければならない。</p>	<p>第5条から第10条まで 削除</p>
<p>（使用の不許可）</p> <p>第6条 条例第6条第3項第2号の規定により、管理上支障がありホールの使用を許可しない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると教育長が認めるとき。</u></p>	

- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると教育長が認めるとき。
- (3) 横浜市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）の各施設の正常な業務の遂行に支障があると教育長が認めるとき。
- (4) その他管理上支障が生じるおそれがあると教育長が認めるとき。

(使用料の額及び納付方法)

第7条 条例第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 使用料は、ホールを使用する日の前日までに納付しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条の規定によりホールの使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 横浜市が共催する行事のためホールを使用するとき。

(2) 前号に定めるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

2 使用料の減免額は、その都度教育長が定める。

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 条例第9条ただし書に規定する既納の使用料を返還することができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 使用者から事前に使用の取消しの申出があった場合で、教育長がやむを得ない事由があると認めるとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことのできない事由

により使用の開始又は継続ができなくなった  
と教育長が認めるとき。

- 2 使用料の返還額は、その都度教育長が定める。
- 3 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

(入場料の額等)

第10条 条例第10条第1項に規定する教育委員会規則で定める入場料の額は、ホールで開催する発表会等の内容に応じ別表第2のとおりとする。

- 2 入場料は、ホールに入場する時までに納付しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない事由があると認めるとときは、この限りでない。
- 3 第8条及び第9条の規定は、入場料の減免及び還付について準用する。

(利用許可の申請等)

第11条 条例第13条の規定によりコーナーの利用の許可を受けようとする者は、横浜市社会教育コーナー利用許可申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による利用許可の申請は、コーナーを利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日までにしなければならない。

(事業)

第16条 教育文化センターの施設が行う事業は、次のとおりとする。

横浜市教育センター

- (1) 学校教育の専門的、技術的事項の調査研究並びに教育活動に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。

横浜市視聴覚センター

- (1) 視聴覚資料の収集に関すること。

(利用許可の申請等)

第11条 条例第13条の規定によりコーナーの利用の許可を受けようとする者は、横浜市社会教育コーナー利用許可申請書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による利用許可の申請は、コーナーを利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日までにしなければならない。

(事業)

第16条 横浜市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）の施設が行う事業は、次のとおりとする。

横浜市教育センター

- (1) 学校教育の専門的、技術的事項の調査研究並びに教育活動に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。

横浜市視聴覚センター

- (1) 視聴覚資料の収集に関すること。

(2) 視聴覚資料及び教材の貸出等に関すること。

横浜市教育文化ホール

(1) 音楽、演劇等の発表会等の開催に関するこ  
と。

(2) 市民の集会の場所の提供に関すること。

横浜市社会教育コーナー

(1) 市民の学習活動に関すること。

2 横浜市教育センターに横浜市教育総合相談セ  
ンター（以下「教育総合相談センター」という。）  
を置き、次に掲げる事業を行う。

(1) 教育相談の企画及び実施に関すること。

(2) 教育相談に係る調査研究及び研修に関する  
こと。

(所長)

第18条 教育センターに所長、視聴覚センターに所  
長、教育総合相談センターに所長を置く。

(2) 視聴覚資料及び教材の貸出等に関すること。

横浜市社会教育コーナー

(1) 市民の学習活動に関すること。

2 横浜市教育センターに横浜市教育総合相談セ  
ンター（以下「教育総合相談センター」という。）  
を置き、次に掲げる事業を行う。

(1) 教育相談の企画及び実施に関すること。

(2) 教育相談に係る調査研究及び研修に関する  
こと。

(所長)

第18条 横浜市教育センターに所長、横浜市視聴覚  
センターに所長、教育総合相談センターに所長を  
置く。

別表第1 (第7条第1項)

1 金館使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
平日	使用者	6,000円	10,500円	18,000円	30,000円
	が入場				
	料を徴				
	収しな				
	い場合				
平日以 外の日	使用者	12,000円	21,000円	36,000円	60,000円
	が入場	円	円	円	円
	料を徴				
	収する				
	場合				
平日以 外の日	使用者	7,500円	12,000円	22,500円	36,000円
外の日	が入場		円	円	円
	料を徴				

収しない場合				
使用者	15,000	24,000	45,000	72,000
が入場	円	円	円	円
料を徴				
収する				
場合				

(備考) 平日とは月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。)を、午前とは午前9時から正午までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までを、全日とは午前9時から午後10時までをいう。

## 2 附帯設備使用料

種別	単位	使用料	備考
舞台	金びょうぶ	1回につき	1双 800円
設備	演壇	き	1台 300円
及び	指揮者台		1組 300円 譜面台つき
器具	譜面台		1組(10本) 300円
	平台A		10枚未満 1,500円
	平台B		10枚以上 2,000円
	緋もうせん		1枚 200円
	所作台		1式 2,000円 円
音響	拡声装置		1式 2,500円
設備	マイクロフ		1本 500円 オン
及び	テープレコ		1台 1,500円 ダー
器具	レコードプ		1台 1,500円

	レイヤー	円	
	ワイヤレス	1チャンネル	電池を含む。
	マイク	1,500円	
	移動用音響装置	1式 2,500	
	反響板	円	
		1式 2,500	
		円	
照明	照明Aセット	1式 3,000	講演会等用
設備	ト	円	
及び	照明Bセット	1式 5,000円	調光演出等用
器具	ト		
	移動器具	1種類 500	
		円	
	センターピンスポット	1式 1,000	
	ライト	円	
	シーリング	1台 500円	
	ピンスポット		
	ライト		
	効果器具	1台 500円	
映写	16mm映写機	1式 3,000	
設備		円	
及び	ビデオプロジェクター	1式 2,000	
器具		円	
	スライドプロジェクター	1式 1,500	
	二	円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式 500円	
その	ピアノ	1台 3,000	
他設		円	
備及	卓子	1組(5脚)	
び器		300円	
具	椅子	1組(20脚)	

			500円	
--	--	--	------	--

(備考) この表において1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までをいう。

別表第2 (第10条第1項)

ホール入場料

区分 種別	単位	一般	学生	児童・生徒(高 校生を含む。)	団体(20人以上)		
					一般	学生	児童・生徒(高 校生を含む。)
1	1回に	100円	50円	30円	80円	40円	20円
2	つき	200円	150円	100円	150円	120円	80円
3		300円	200円	150円	250円	170円	120円
4		400円	250円	200円	300円	200円	150円
5		500円	300円	250円	400円	250円	200円

備考 種別は、教育長が認定する。

第1号様式 (第4条第1項)

(略)

第2号様式 (第5条第1項)

(略)

第3号様式 (第8条第3項)

(略)

第4号様式 (第9条第3項)

(略)

第5号様式 (第11条第1項)

(略)

第1号様式 (第4条第1項)

(略)

第2号様式 (第11条第1項)

(略)

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表（抜粋）

現行	改正後（案）
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。	第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。
総務部	総務部
総務課	総務課
庶務係	庶務係
(1) 教育委員会の会議に関すること。	(1) 教育委員会の会議に関すること。
(2) 公印の管守に関すること。	(2) 公印の管守に関すること。
(3) 文書に関すること。	(3) 文書に関すること。
(4) 事務局の事務の連絡調整に関するこ と。	(4) 事務局の事務の連絡調整に関するこ と。
(5) 広聴に関すること。	(5) 広聴に関すること。
(6) 教育資料の収集及び刊行に関するこ と。	(6) 教育資料の収集及び刊行に関するこ と。
(7) 事務局の危機管理に関すること。	(7) 事務局の危機管理に関すること。
(8) <u>横浜市教育文化センターの施設及び 　　設備の管理に関すること（他の局の主管 　　に属するものを除く。）。</u>	(8) 他の部、事務所、課、室及び係の主 管に属しないこと。
(9) 他の部、事務所、課、室及び係の主 管に属しないこと。	